

# 北海道の単位町内会・自治会組織のすがた

市区町村単位町内会・自治会組織基本調査報告書

令和5年3月

一般社団法人 北海道町内会連合会



# はじめに

本調査は、北海道内の単位町内会・自治会組織の概況、運営状況、具体的な事業内容とともに、抱える課題等を把握し、これからの町内会活動の進展と近隣で支え合うまちづくりを推進するため、昨年9月に実施いたしました。

今回の調査では、区・市・町村の比較により組織状況や抱える課題等の違い、前回の平成29年度調査との比較結果を明らかにし、これからの町内会のあり方などについての意見を集約いたしました。

調査結果からは、道内において新型コロナウイルス感染症防止対策等による影響で、町内会の実施事業について、全体的に大きく事業実施率が減少していることが分かりました。特にコロナ禍では密を避けるために飲食を伴う新年会・忘年会やお祭り・盆踊り等の交流親睦を目的とした事業が減少した一方で、除排雪の実施や町内の草刈りは増加していることが分かりました。

前回調査に引き続き、少子高齢化の影響で、子どもの事業が減少・廃止の報告があった中、今後特に力を入れたい活動として、高齢者世帯等への支援活動や防災活動があげられました。

町内会が抱える課題では、コロナ禍において活動の停滞と高齢化による担い手不足があげられ、役員の担い手確保のために、輪番制の導入や会員に町内会活動を知ってもらう啓発活動をする町内会が増えています。また、これからの町内会のあり方については、現状のままで良いとする意見が多いものの、事業や組織体制を見直しする等の意見も多く寄せられました。

さらに行政に対しては、行政からの協力要請の軽減と町内会活動への協力、社会福祉協議会等の関係機関に対しては、協力体制の構築・強化と個人情報共有、町内会連合会に対しては、事業推進と単位町内会との連携強化を求める意見が多くありました。

また、本会に対しては、活動への期待とともに、単位町内会との関わりについてのご意見をいただき、今後より一層、事業の推進と組織の積極的なPRに努めていきたいと考えております。

本書が、町内会関係者の皆様に参考にしていただけるとともに、北海道の町内会・自治会活動の充実・強化につながることを願ってやみません。

終わりにになりましたが、この調査報告書の作成にあたり、調査にご協力いただきました町内会会長をはじめ、町内会連合会事務局の皆様には厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

一般社団法人  
北海道町内会連合会  
会長 長谷川 敬二





# 市区町村単位町内会・自治会組織基本調査報告書

## 目 次

調査の概要 .....	5
<b>1. 町内会の概要</b>	
(1) 町内会の結成年 .....	6
(2) 町内会の加入世帯数 .....	6
(3) 町内会の加入世帯数の変化 .....	6
(4) 高齢者の世帯数 .....	7
(5) 町内会へ未加入の世帯 .....	7
(6) 未加入世帯への加入促進策 .....	8
(7) 町内会館、集会所の有無 .....	8
(8) 町内会の法人化の状況 .....	9
(9) 町内会が現在抱えている課題 .....	9
(10) 町内会が現在抱えている課題（自由記述） .....	10
<b>2. 町内会の財政状況</b>	
(1) 町内会の予算総額 .....	11
(2) 1世帯あたりの町内会費月額 .....	11
(3) 町内会の特別会計 .....	12
(4) 不足している予算の内容 .....	12
(5) 増強したい財源 .....	12
<b>3. 町内会長のプロフィール</b>	
(1) 町内会長の年齢と性別 .....	13
(2) 町内会長の職業 .....	13
(3) 町内会長の在職年数 .....	14
(4) 町内会長の報酬 .....	14
<b>4. 役員の状況</b>	
(1) 役員の選出方法 .....	15
(2) 役員の任期 .....	15
(3) 役員の男女構成 .....	15
(4) 部会・委員会の設置状況 .....	16
(5) 役員のなり手がいない原因 .....	16
(6) 役員のなり手確保のための対策 .....	17

## 5. 町内会の活動概要

(1) 町内会の事業ベスト10 (全体) .....	18
(2) 町内会の事業ベスト10 (区・市・町村別) .....	18
(3) 分野別の事業実施状況 .....	19
(4) 中止・廃止した活動・事業 .....	22
(5) 今後力を入れたい活動、新しい取り組み .....	22

## 6. これからの町内会のあり方

(1) 町内会に特に期待される役割 .....	23
(2) 町内会運営のあり方について .....	23
(3) 町内会運営のあり方について (自由記述) .....	24

## 7. 町内会と行政・社会福祉協議会等との関係

(1) 行政への協力内容 .....	25
(2) 行政への意見・要望 .....	25
(3) 社会福祉協議会への協力内容 .....	26
(4) 社会福祉協議会への意見・要望 .....	26
(5) 町内会で今後特に力を入れたい福祉活動 .....	27
(6) 福祉活動をすすめるために必要な関係機関・団体との連携 .....	28
(7) 関係機関との連携上の課題 .....	28

## 8. 赤い羽根共同募金運動への取り組み

(1) 赤い羽根共同募金の町内会活動への活用について .....	29
(2) 赤い羽根共同募金への協力について .....	29
(3) 赤い羽根共同募金への協力に対する考え方 .....	29
(4) 募金が活用されるべき活動 .....	30
(5) 赤い羽根共同募金が取り組む大規模災害時の支援内容 .....	31
(6) 町内会での募金活動についての意見 .....	31

## 9. 市区町村の連合会組織の役割

(1) 町内会連合会の役割 .....	33
(2) 町内会連合会に対する意見・要望 .....	34

## 10. 北海道町内会連合会の役割

(1) 北海道町内会連合会に対する意見・要望 .....	35
(2) 道町連共済への加入 .....	36
(3) 道町連共済への意見・要望 .....	37

調査票 .....	39
-----------	----

# 調査の概要

1. 調査の名称 市区町村単位町内会・自治会組織基本調査
2. 調査の目的 北海道内の単位町内会・自治会組織の概況、運営状況、具体的な事業内容とともに、抱える課題等を把握し、これからの町内会活動の進展と近隣で支え合うまちづくりを推進するために実施した。
3. 調査の対象 34市区町村の単位町内会・自治会1,160組織  
※34市区町村は、人口世帯規模、地域性を考慮して抽出  
※道内の単位町内会数は、15,264組織（令和元年9月1日現在）
4. 調査の方法 調査票による郵送調査（返信用封書同封／切手あり）
5. 調査票の送付先 町内会連合会事務局へ一括送付
6. 調査の時点 令和4年9月1日
7. 調査期間 令和4年9月～10月（10月31日締切）
8. 回答結果

依頼件数	1,160組織（別表～市区町村別回答結果）
回答数	865組織
回答率	74.6%
9. 調査票  
本会正副会長会議にて、調査方法並びに調査票の検討を行った。
10. 調査票の集計  
調査票の集計は業者に委託した。
11. 報告書の作成  
調査結果は、集計後分析のうえ、事務局が報告書にまとめた。

# 1. 町内会の概要

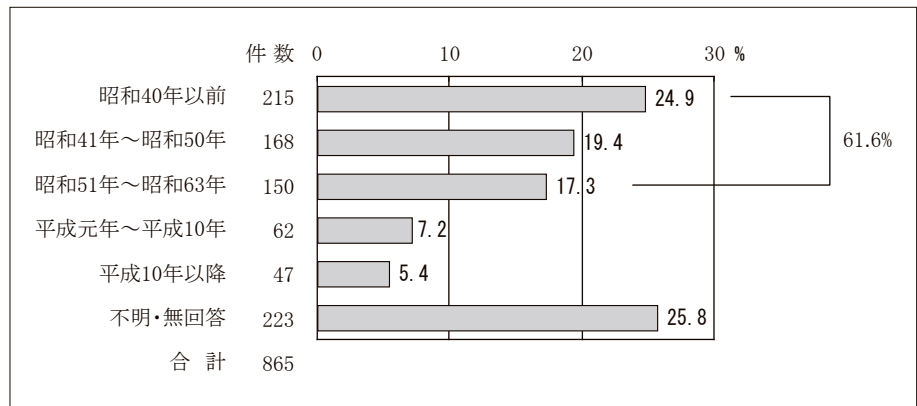
## (1) 町内会の結成年

—昭和の時代に結成された町内会が6割以上—

町内会の結成年は、昭和の時代に結成された町内会が61.6%となり、6割以上の町内会が設立から35年以上の歴史があることとなります。

一方で、結成年が不明である町内会も多く、地域の先代が築いてきた町内会の歩みを記録して次世代に継承していくことも課題といえるかもしれません。(図1)

図1) 町内会の結成年



## (2) 町内会の加入世帯数

—全体の平均世帯数は160世帯、市は町村の3倍の世帯規模—

1町内会あたりの平均世帯数について、市は町村の3倍、区は市よりもさらに多く、町内会の世帯規模は都市部と町村部では大きく異なります。(表1)

表1) 町内会の平均世帯数

市区町村	平均世帯数
区 (119)	342世帯
市 (236)	248世帯
町村 (510)	77世帯
全体 (865)	160世帯

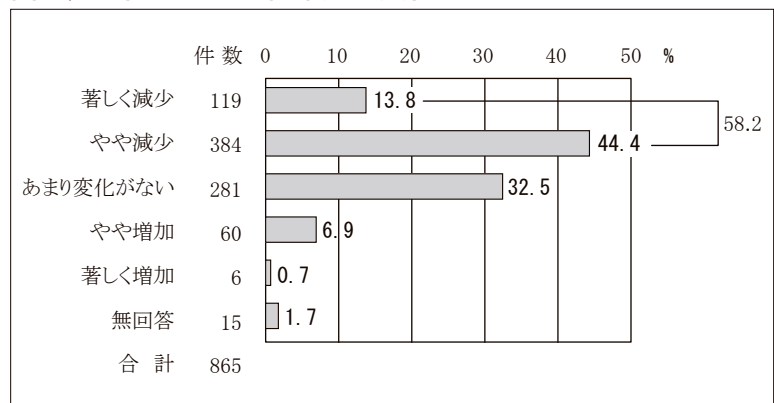
## (3) 町内会の加入世帯数の変化

—6割近くの町内会で世帯数が減少、増加は1割に満たず—

町内会の世帯数の増減では、「やや減少」が44.4%と最も多く、続いて「あまり変化がない」が32.5%と多くなっています。(図2)

前回、平成29年度の調査結果と比較すると、「著しく減少」「やや減少」をあわせた世帯数減少が、53.8%から今回の調査では58.2%と4.4ポイント増加しており、この5年間でさらに町内会の世帯数の減少が進んでいることがわかります。

図2) 町内会の加入世帯数の変化



## (4) 高齢者の世帯数

一区では3割以上、他市町村では約5割が高齢者世帯—

65歳以上の高齢者で構成される世帯（町内会把握の概数での回答）は、区では3割を超え、市・町村では5割弱であり、町内会の行事継続や活動の担い手育成の難しさ、見守り活動の負担増等が推察されます。（表2）

表2) 65歳以上の  
高齢者の世帯の割合

市区町村	平均高齢者世帯率
区 (119)	35.6%
市 (236)	47.2%
町村(510)	47.7%
全体(865)	46.0%

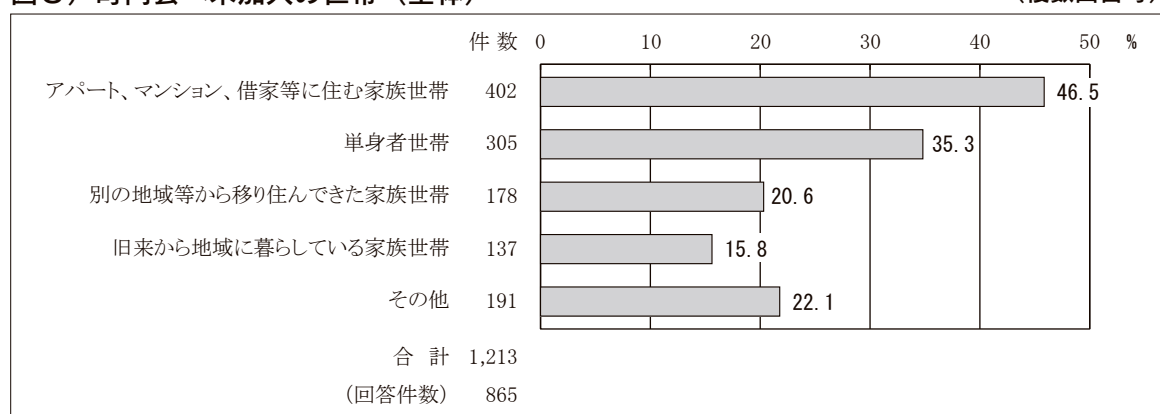
## (5) 町内会へ未加入の世帯

—都市部の集合住宅・単身者に多い町内会未加入世帯—

町内会の未加入世帯について、「アパート、マンション、借家等に住む家族世帯」が46.5%、続いて、「単身者世帯」が35.3%と多くなっています。（図3）

図3) 町内会へ未加入の世帯（全体）

（複数回答可）



「アパート、マンション、借家等に住む家族世帯」が未加入なのは、区では73.1%、市では72.9%、町村では28.0%となっています。

また、「単身者世帯」については、区では41.2%、市では49.6%、町村では27.3%であり、町内会未加入世帯は、主に都市部の集合住宅世帯、単身者世帯に多い状況です。（表3）

表3) 町内会へ未加入の世帯（区・市・町村別）

（複数回答可）

	区 (119)	市 (236)	町村(510)	合計(865)
アパート、マンション、借家等に住む家族世帯	73.1%	72.9%	28.0%	46.5%
単身者世帯	41.2%	49.6%	27.3%	35.3%
別の地域等から移り住んできた家族世帯	16.0%	29.2%	17.6%	20.6%
旧来から地域に暮らしている家族世帯	14.3%	20.3%	14.1%	15.8%
その他	16.0%	10.2%	29.0%	22.1%

## (6) 未加入世帯への加入促進策

—転入時の呼びかけ、町内会の情報提供、活動へのお誘い、管理会社への協力依頼など—

未加入の世帯について、町内会でどのような加入促進策をとっているかを自由記述で伺ったところ、513の町内会（59.3%）から次のような加入促進策があげられました。（表4）

表4) 未加入世帯への加入促進策

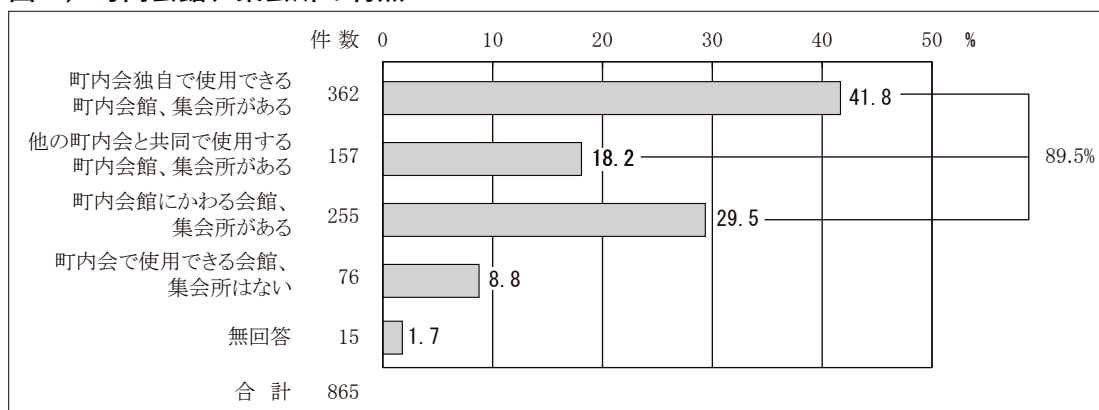
加入案内・呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長が転入者を直接訪問のうえ、町内会の活動内容等を説明する。</li> <li>・区長や班長による声かけとともに、アパートやマンションのオーナーによる声かけを行う。</li> <li>・役員が訪問して加入促進をしているが、若年世帯は町内会加入に難色を示すようになってきている。</li> <li>・ホームページやSNSを活用して町内会の活動内容を周知している。</li> <li>・役場から転入者に対して、町内会名と加入案内があり、同時に役員が戸別訪問で説明をする。</li> <li>・ゴミステーションの管理や排雪は町内会で負担していることを説明し、加入をお願いする。</li> <li>・転入者に会費の説明のほか、ゴミステーションの場所や家庭ごみの収集カレンダーを配布する。</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班長に転入について随時報告してもらい、班長を通して活動内容を周知する。</li> <li>・転入者に加入案内を配布のうえ、町内会活動の説明をする。</li> <li>・町内会加入促進用のパンフレットのほか、津波被害の予想地域の世帯に「避難ハンドブック」を配布する。</li> <li>・町内会広報紙で町内会の活動内容を周知している。</li> </ul>
活動に誘う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報のほかに地域のイベントの案内等を未加入世帯にも配布し、活動を知ってもらう。</li> <li>・ラジオ体操や夏まつり等のイベントを通して会員同士のコミュニケーションを図る。</li> <li>・子どものいる世帯に対し、育成会の役員が声かけをする。</li> </ul>
管理会社等を通じた加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市より未加入の賃貸マンションの管理会社への町内会加入促進をしてもらう。</li> <li>・管理会社より入居者に町内会活動の協力依頼をもらっている。</li> <li>・アパートやマンションのオーナー、管理会社に加入案内をしている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退会者には無理な対策は取ないようにしている。</li> <li>・町内会加入者には、町からサケ、ホタテ、バター等年3回無償でもらえる。</li> </ul>

## (7) 町内会館、集会所の有無

—独自の会館があるのは4割、全体で9割の町内会に使用できる会館がある—

「町内会独自で使用できる町内会館、集会所がある」のが41.8%、「他の町内会と共同で使用する会館等がある」のが18.2%、「町内会館にかわる会館等がある」のが29.5%であり、あわせて89.5%の町内会に使用できる会館等があります。（図4）

図4) 町内会館、集会所の有無





## (8) 町内会の法人化の状況

### —6.6%の町内会が法人格を取得あるいは取得予定—

「法人格を取得あるいは取得予定」の町内会は、865組織中57組織（6.6%）の状況です。

数は少ないものの、法人格取得理由の多くは、「町内会が所有する会館等の建物・土地の不動産登記」、「町内会名義の財産管理」のために、町内会が法人格を取得しています。（表5）

表5) 法人格の取得状況

	区 (119)		市 (236)		町村 (510)		合計 (865)	
法人格を取得あるいは取得予定	4	3.4%	38	16.1%	15	2.9%	57	6.6%
法人格を取得していない	105	88.2%	181	76.7%	467	91.6%	753	87.1%
無回答	10	8.4%	17	7.2%	28	5.5%	55	6.4%

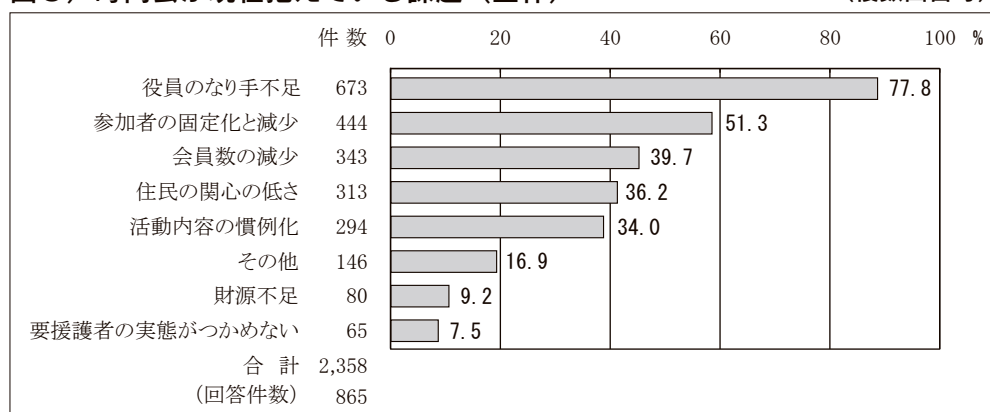
## (9) 町内会が現在抱えている課題

### —「役員のなり手不足」は約8割、区で「住民の関心の低さ」、 市と町村で「参加者の固定化と減少」—

町内会が現在抱えている課題について伺ったところ、「役員のなり手不足」が77.8%と最も多く、続いて「参加者の固定化と減少」が51.3%の結果となっています。（図5）

図5) 町内会が現在抱えている課題（全体）

（複数回答可）



市区町村別に

みると、「役員のなり手不足」が、区では84.0%、市では86.4%に対し、町村では72.4%で、特に都市部でなり手不足が深刻であることがわかります。

「住民の関心の低さ」は、区の52.1%に対し、市では38.6%、町村では31.4%の状況であり、特に区での、住民の関心の低さが大きな課題となっています。

一方、「会員数の減少」は、区の16.0%に対し、市では44.5%、町村では42.9%の状況であり、市と町村では会員数の減少も大きな課題であることがわかります。（表6）

表6) 町内会が現在抱えている課題（区・市・町村別）

（複数回答可）

	区 (119)	市 (236)	町村 (510)	合計 (865)
役員のなり手不足	84.0%	86.4%	72.4%	77.8%
参加者の固定化と減少	47.1%	61.4%	47.6%	51.3%
会員数の減少	16.0%	44.5%	42.9%	39.7%
住民の関心の低さ	52.1%	38.6%	31.4%	36.2%
活動内容の慣例化	40.3%	35.6%	31.8%	34.0%
財源不足	9.2%	10.6%	8.6%	9.2%
要援護者の実態がつかめない	12.6%	9.7%	5.3%	7.5%
その他	13.4%	24.6%	14.1%	16.9%

## (10) 町内会が現在抱えている課題（自由記述）

### —未加入世帯の増加と、高齢化や会員減少—

さらに、町内会が抱える前述以外の課題を自由記述で伺ったところ、150の町内会（17.3%）から次のような課題があげられました。

最も多かったのが「コロナ禍において活動の停滞」と「高齢化による役員のなり手不足」でした。その他、「空き家対策」や「若年世帯の町内会未加入・無関心」等があげられています。（表7）

表7) 町内会が抱えている課題（自由記述）

住民構成の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世帯と高齢者世帯の二極化</li> <li>・高齢化により老人ホーム等の施設入居が増え、世帯数が減少</li> <li>・少子化でイベントの子どもの参加が少ない</li> <li>・高齢化で敬老会の該当者が多く開催場所がない</li> <li>・ひとり暮らしの高齢者増加で見守り活動が必要</li> <li>・加入世帯減少による町内会合併</li> <li>・集合住宅の急速な増加による町内会未加入世帯の増加</li> <li>・高齢者世帯増加と町内会加入世帯減少による町内会合併検討</li> </ul>
住民意識の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会員以外がゴミステーションを利用し、不法投棄をしている</li> <li>・ゴミステーションの利用ルールを守らない</li> <li>・コロナ禍での活動停止による町内会活動への関心低下</li> <li>・若年層が町内会そのものに関心がない</li> <li>・輪番制である班長の役割時に町内会を退会する</li> <li>・役員敬遠のため町内会に未加入</li> </ul>
町内会の運営・事業の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍での町内会活動の停滞</li> <li>・町内会会館の維持管理、老朽化対策</li> <li>・空き家住宅の対策</li> <li>・近隣町内会との合併</li> <li>・ゴミステーションの管理と対応</li> <li>・除排雪の対応、財源確保</li> <li>・高齢化により、全ての活動の停滞が著しく、新たな事業展開が困難</li> <li>・担い手不足のため、災害時の助け合いや認知症の人の気づき等の対応が困難</li> <li>・個人情報保護による要援護者の実態の把握ができない</li> <li>・コロナ禍によって多くの行事が中止や廃止となり、活動の目途が立たない</li> </ul>



## 2. 町内会の財政状況

### (1) 町内会の予算総額

—全体の平均予算額は1,697,000円、1世帯あたりの予算額は10,600円—

町内会の予算総額は、世帯規模が多い都市部が多くなっています。

一方、1世帯あたりの予算額でみると、区が8,500円、市が9,800円に対し、町村は13,800円となり、町村部での予算が高くなっています。(表8)

表8) 町内会の一般会計予算額の平均

市区町村	平均一般会計予算額	1世帯あたり予算額
区 (119)	2,895,000円	8,500円
市 (236)	2,437,000円	9,800円
町村 (510)	1,061,000円	13,800円
全体 (865)	1,697,000円	10,600円

### (2) 1世帯あたりの町内会費月額

—300～400円が2割で最多、都市部のほうが町内会費は低い—

1世帯あたりの町内会費月額は、全体では300円～400円の町内会が最多であり、200円～600円に6割以上の町内会が分布しています。(図6)

市区町村別では、区では、200～300円未満が29.4%、市では、300～400円未満が32.6%となっており、町村では、300～400円未満が15.3%ですが、一方で1,000円以上が14.1%と町村では、都市部よりも町内会費が高いことが分かります。(表9)

図6) 1世帯あたりの町内会費月額 (全体)

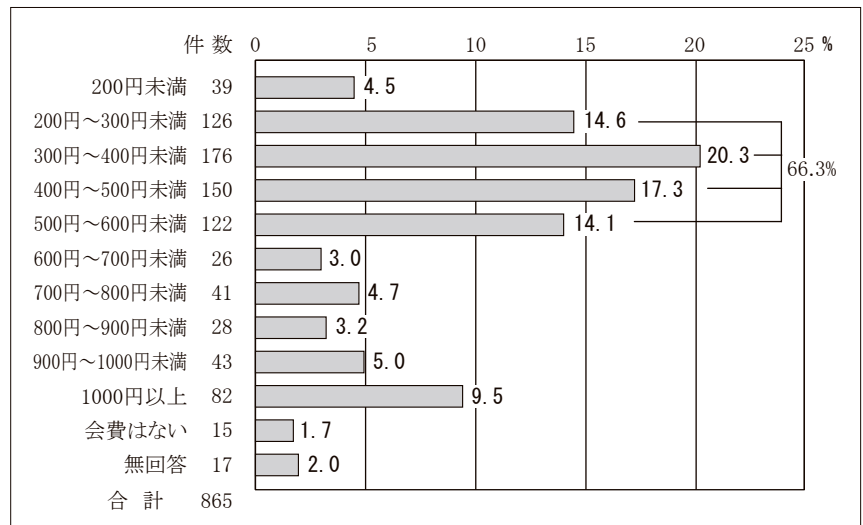


表9) 町内会費の1世帯あたり月額 (区・市・町村別)

	区 (119)		市 (236)		町村 (510)		合計 (865)	
200円未満	7	5.9%	3	1.3%	29	5.7%	39	4.5%
200円～300円未満	35	29.4%	41	17.4%	50	9.8%	126	14.6%
300円～400円未満	21	17.6%	77	32.6%	78	15.3%	176	20.3%
400円～500円未満	12	10.1%	62	26.3%	76	14.9%	150	17.3%
500円～600円未満	26	21.8%	30	12.7%	66	12.9%	122	14.1%
600円～700円未満	7	5.9%	3	1.3%	16	3.1%	26	3.0%
700円～800円未満	0	0.0%	2	0.8%	39	7.6%	41	4.7%
800円～900円未満	0	0.0%	3	1.3%	25	4.9%	28	3.2%
900円～1000円未満	0	0.0%	2	0.8%	41	8.0%	43	5.0%
1000円以上	3	2.5%	7	3.0%	72	14.1%	82	9.5%
会費はない	2	1.7%	1	0.4%	12	2.4%	15	1.7%
無回答	6	5.0%	5	2.1%	6	1.2%	17	2.0%

### (3) 町内会の特別会計

#### — 3割の町内会が積立金（特別な支出への備え）会計を設置 —

一般会計の他にどのような特別会計があるか伺ったところ、3割の町内会が特別な支出の備えのために「積立金」の特別会計を設置していました。また、区では、「除排雪事業」の特別会計を置く町内会が19.3%と多い状況でしたが、市と町村ではともに2.5%と低い状況でした。一方、特別会計を設置していない町内会は約4割でした。（表10）

表10) 町内会の特別会計

（複数回答可）

	区 (119)		市 (236)		町村 (510)		合計 (865)	
積立金(特別な支出への備え)	37	31.1%	109	46.2%	129	25.3%	275	31.8%
町内会館の運営・修繕等	4	3.4%	65	27.5%	53	10.4%	122	14.1%
街路灯・防犯灯	9	7.6%	36	15.3%	71	13.9%	116	13.4%
町内会の記念事業	18	15.1%	40	16.9%	26	5.1%	84	9.7%
除排雪事業	23	19.3%	6	2.5%	13	2.5%	42	4.9%
その他	8	6.7%	20	8.5%	61	12.0%	89	10.3%
特別会計は無い	51	42.9%	55	23.3%	217	42.5%	323	37.3%

### (4) 不足している予算の内容

#### — 区では除排雪事業費、 市と町村では親睦交流 事業費と運営費が不足 —

町内会で特に不足している予算について、市区町村別にみると、区では「除排雪事業費」が最も多く、市・町村では、「運営費」と「親睦交流事業」が多くあげられました。（表11）

表11) 不足している予算

（2つまで回答可）

	区 (119)	市 (236)	町村 (510)	合計 (865)
運営費	3.4%	14.0%	17.5%	14.6%
親睦交流事業費	10.9%	14.4%	13.7%	13.5%
除排雪事業費	37.0%	9.3%	7.6%	12.1%
環境整備活動費	4.2%	14.0%	8.0%	9.1%
会館管理費	1.7%	13.1%	8.2%	8.7%
福祉活動費	7.6%	12.3%	6.9%	8.4%
防災・防犯活動費	5.0%	11.9%	5.5%	7.2%
街路灯設置維持費	1.7%	6.4%	6.7%	5.9%
視察・研修費用	3.4%	2.1%	4.3%	3.6%
広報活動費	0.0%	2.1%	0.2%	0.7%
その他	5.9%	11.9%	4.9%	6.9%

### (5) 増強したい財源

#### — 区・市・町村共通して「行政からの補助」を増強したい —

町内会で今後増強したい財源について、区・市・町村ともに「行政からの補助金」が最も多く、区では37.0%、市では47.0%、町村では39.0%であり、全体で4割を占めています。続いて、区では「資源回収等の事業収入」21.8%で、市も「資源回収等の事業収入」23.7%で、町村では「会費」17.8%が多くなっています。（表12）

表12) 増強したい財源

（2つまで回答可）

	区 (119)	市 (236)	町村 (510)	合計 (865)
行政からの補助金	37.0%	47.0%	39.0%	40.9%
資源回収等の事業収入	21.8%	23.7%	12.4%	16.8%
会費	11.8%	16.1%	17.8%	16.5%
行政からの委託金	8.4%	13.1%	10.4%	10.9%
行政以外の関係団体からの助成	0.8%	3.0%	3.5%	3.0%
会社・事業所からの寄附金	2.5%	5.1%	1.4%	2.5%
その他	6.7%	9.7%	4.1%	6.0%

# 3. 町内会長のプロフィール

## (1) 町内会長の年齢と性別

—町内会長の平均年齢は70歳で、95.5%が男性—

町内会長の平均年齢は、全体では70歳で、区と市は72歳、町村は69歳となり、都市部のほうが町内会長の高齢化が進んでいることが分かります。(図7・表13)

図7) 町内会長の年齢

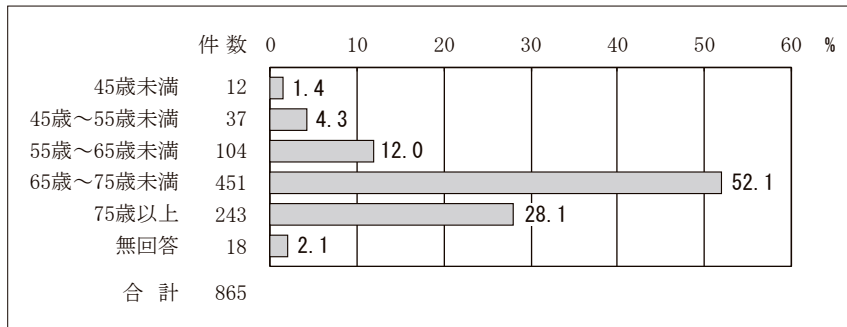
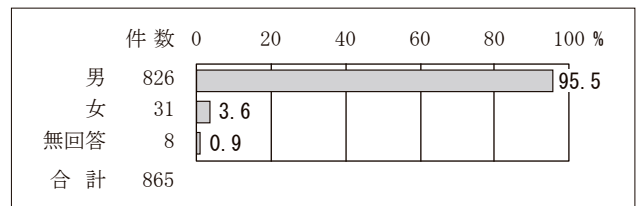


表13) 町内会長の平均年齢

市区町村	平均年齢
区 (119)	72歳
市 (236)	72歳
町村 (510)	69歳
全体 (865)	70歳

町内会長の性別では、男性が95.5%、女性が3.6%となっています。女性の町内会長は、全体で31名。区で11名、市で6名、町村で14名の状況でした。前回(平成29年度)の調査結果と比較すると、女性の町内会長は前回の23名から今回の31名に増加しており、特に町村で前回の4名から14名に女性の町内会長が増加していることが分かりました。役員のなり手不足が課題としてあげられる中、今後ますます女性への期待が大きくなっていくのではないのでしょうか。(図8)

図8) 町内会長の性別

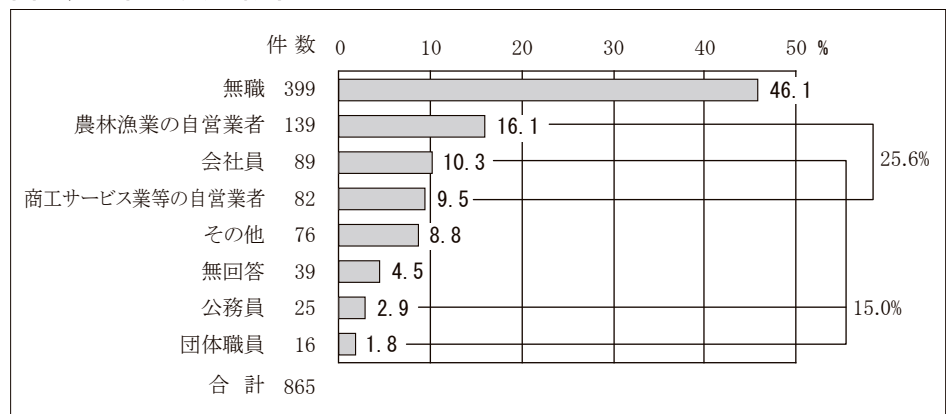


## (2) 町内会長の職業

—町内会長の4割強が無職、自営業者が2割強—

会長の職業は、「無職」が46.1%と最も多くなっています。さらに、「農林漁業」と「商工サービス業」をあわせた自営業者が25.6%、「会社員」「公務員」「団体職員」をあわせたサラリーマン層が15.0%の状況です。(図9)

図9) 町内会長の職業



### (3) 町内会長の在職年数

—会長の在職年数は平均8.5年—

町内会長の在職年数の平均は、全体で8.5年です。区と市では8.1%、町村では8.8%の状況で、都市部と町村部での差はほとんどありません。

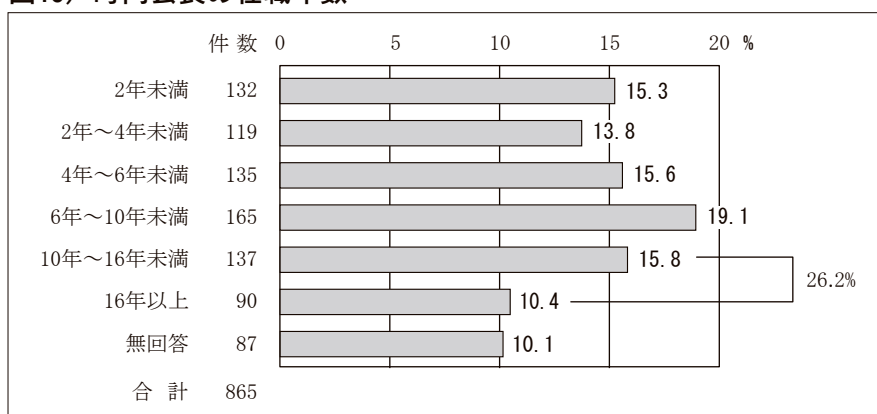
なお、全体の在職年数は、前回の調査（平成29年度）では、7.3年で、今回は8.5年と、1.2ポイント在職年数が長い結果となりました。（表14）

表14) 町内会長の平均在職年数

市区町村	平均在職年数
区 (119)	8.1年
市 (236)	8.1年
町村(510)	8.8年
全体(865)	8.5年

また、在職年数の分布をみると、10年以上在職されている町内会長は26.2%でした。前回の調査（平成29年度）では、24.1%で、今回は26.2%であり、10年以上の在職は、2.1ポイント増加の結果となりました。（図10）

図10) 町内会長の在職年数

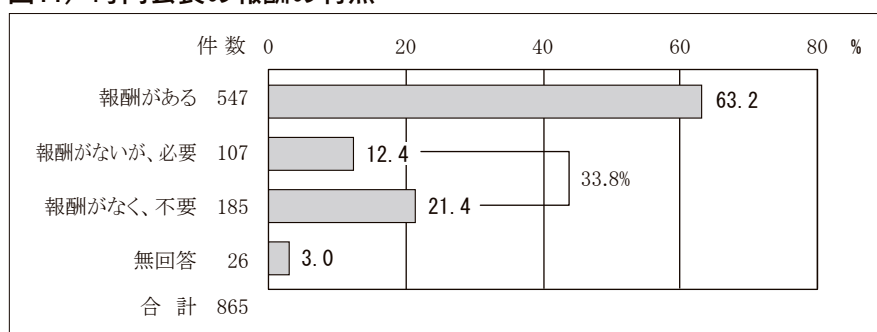


### (4) 町内会長の報酬

—報酬がある町内会は6割、平均金額は4万6千円—

町内会長に対する報酬の有無について、「報酬がある」町内会は63.2%、「報酬がない」町内会は33.8%の状況です。（図11）

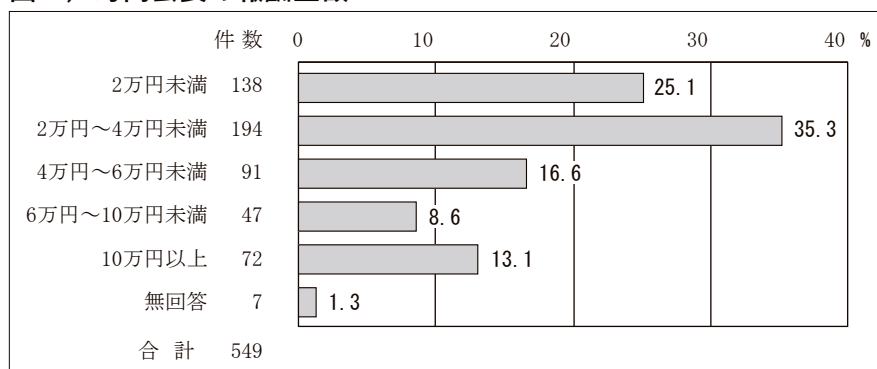
図11) 町内会長の報酬の有無



報酬の金額は、年間2万円～4万円が35.3%と最も多く、続いて2万円未満が25.1%の状況です。（図12）

報酬金額の平均は、46,000円でした。

図12) 町内会長の報酬金額



## 4. 役員の状況

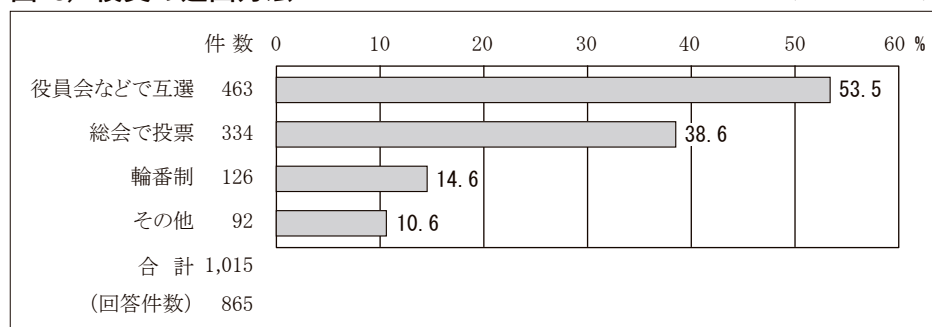
### (1) 役員の選出方法

—役員会などでの互選が最多—

役員の選出方法は、「役員会などで互選」が53.5%で最も多く、続いて「総会で投票」が38.6%の状況です。(図13)

図13) 役員の選出方法

(複数回答可)

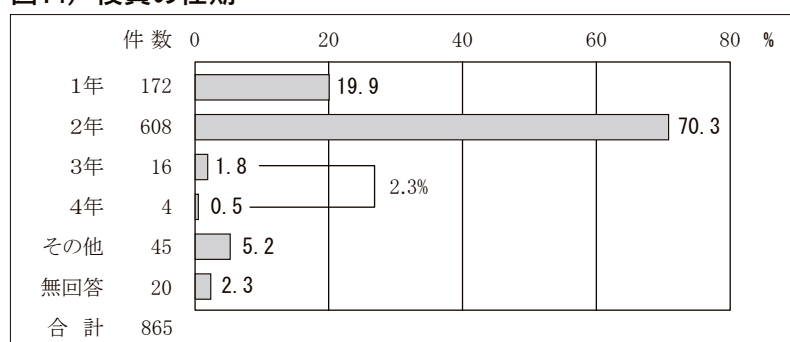


### (2) 役員の任期

—任期は、「役員が2年」が7割で最多—

役員の任期は、2年が70.3%と最も多くなっており、1年が19.9%で、3年以上は全体の2.3%の状況です。(図14)

図14) 役員の任期

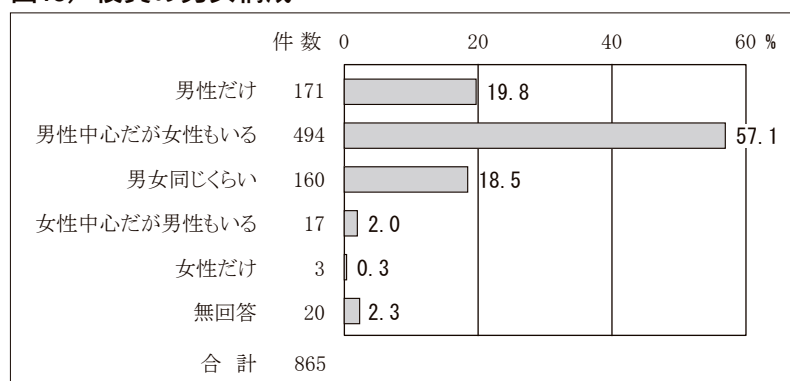


### (3) 役員の男女構成

—役員は「男性中心だが女性もいる」が6割弱—

町内会役員の構成について伺ったところ、「男性中心だが女性もいる」が57.1%で最も多く、続いて、「男性だけ」が19.8%、「男女同じくらい」が18.5%となっています。(図15)

図15) 役員の男女構成



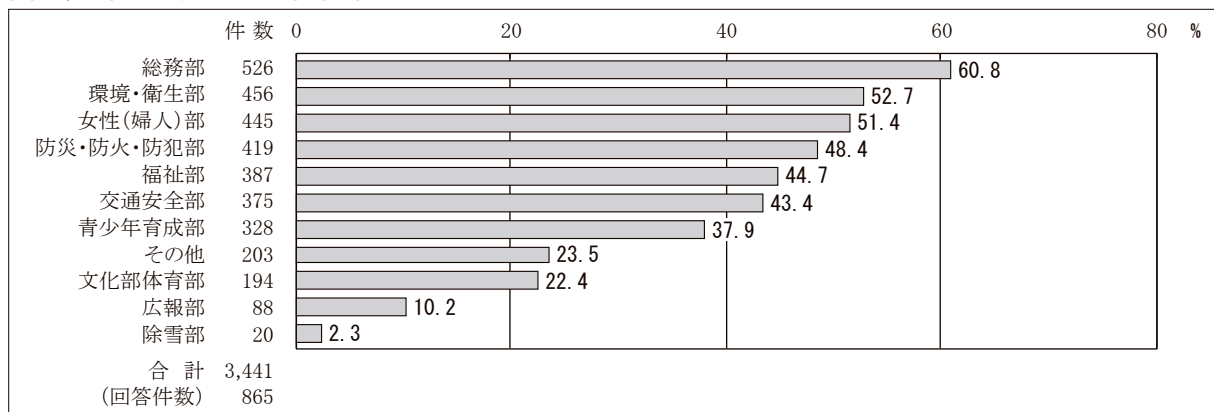
## (4) 部会・委員会の設置状況

### — 1町内会あたり4つの部会・委員会を設置—

部会・委員会の設置状況について、総務部が、60.8%、環境・衛生部が52.7%、女性部が51.4%と半数以上設置されています。(図16)

図16) 部会・委員会の設置状況

(複数回答可)



全体では1町内会あたり、平均4つの部会・委員会が設置されています。(表15)

地域別では、設置する部会・委員会の内容に大きな差はみられませんでした。平均設置数が、区は5.8部会、市は5.3部会、町村は2.9部会と、都市部と町村部に設置数に差がありました。

表15) 部会・委員会の設置状況

(複数回答可)

	区(119)	市(236)	町村(510)	合計(865)
総務部	81.5%	76.7%	48.6%	60.8%
環境・衛生部	78.2%	74.2%	36.9%	52.7%
女性(婦人)部	77.3%	53.4%	44.5%	51.4%
防災・防火・防犯部	82.4%	66.5%	32.2%	48.4%
福祉部	65.5%	69.1%	28.6%	44.7%
交通安全部	72.3%	61.0%	28.4%	43.4%
青少年育成部	52.1%	61.9%	23.5%	37.9%
文化部体育部	20.2%	33.1%	18.0%	22.4%
広報部	22.7%	15.7%	4.7%	10.2%
除雪部	3.4%	2.1%	2.2%	2.3%
その他	23.5%	21.2%	24.5%	23.5%
1町内会あたり	5.8部会	5.3部会	2.9部会	4.0部会

## (5) 役員のなり手がいない原因

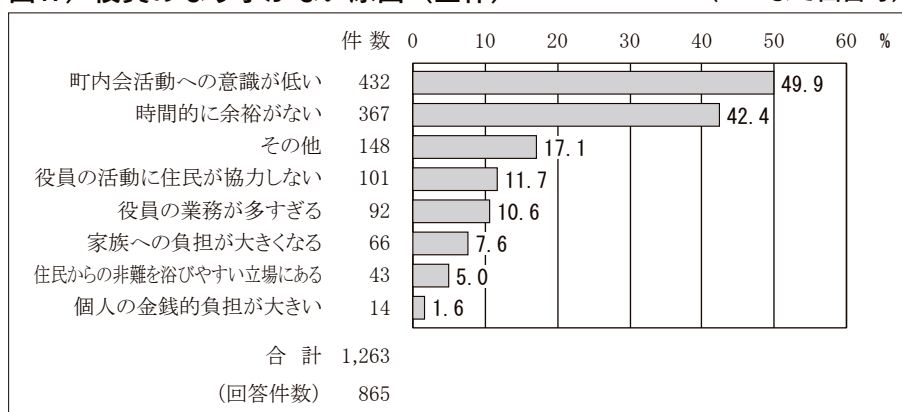
### — 1町内会活動への意識が低いのが5割—

多くの町内会で課題となっている役員のなり手不足について、考えられる原因を伺いました。(図17)

最も多かったのが、前回調査(平成29年度)同様に、「町内会活動への意識が低い」でした。

図17) 役員のなり手がいない原因(全体)

(2つまで回答可)





また、都市部では、町内会役員のなり手が少ない原因について、半数近くが「町内会活動への意識が低い」「時間的に余裕がない」ことを原因としてあげています。(表16)

表16) 役員のなり手が少ない原因(区・市・町村別) (2つまで回答可)

	区(119)		市(236)		町村(510)		合計(865)	
町内会活動への意識が低い	80	67.2%	129	54.7%	223	43.7%	432	49.9%
時間的に余裕がない	54	45.4%	127	53.8%	186	36.5%	367	42.4%
役員の活動に住民が協力しない	18	15.1%	25	10.6%	58	11.4%	101	11.7%
役員の業務が多すぎる	16	13.4%	25	10.6%	51	10.0%	92	10.6%
家族への負担が大きくなる	9	7.6%	24	10.2%	33	6.5%	66	7.6%
住民からの非難を浴びやすい立場にある	6	5.0%	4	1.7%	33	6.5%	43	5.0%
個人の金銭的負担が大きい	0	0.0%	4	1.7%	10	2.0%	14	1.6%
その他	9	7.6%	53	22.5%	86	16.9%	148	17.1%

## (6) 役員のなり手確保のための対策

### — 輪番制の導入が最多 —

役員のなり手確保のための対策を自由記述で伺ったところ、377町内会(43.6%)から様々な対策があげられました。

特に多かったのは、前回調査(平成29年度)と同じく、「役員を輪番制にする」、「候補者を推薦、協力をお願いする」でした。(表17)

表17) 役員のなり手確保のための対策ベスト10

1位	役員を輪番制にする	82町内会
2位	候補者を推薦、協力をお願いする	61町内会
3位	町内会活動を知ってもらう啓発活動	52町内会
4位	日ごろから声かけをしてお誘いする	37町内会
5位	業務を見直して役員の負担軽減	25町内会
6位	役員会等で話し合う	18町内会
7位	イベント行事を通して協力要請をする	16町内会
8位	若手を役員として育成する	9町内会
9位	退職者に役員をお願いする	8町内会
9位	事業ごとに有償ボランティアとして協力をお願いする	8町内会

上記の対策のほかに、次のような対策もあげられました。

- ・ 役員の手当や報酬の増額
- ・ アンケート調査を実施する
- ・ 役員の兼任で対応する
- ・ 各班から互選される班長を役員と位置付け、役員会に参加してもらい活動を理解してもらう
- ・ 再任を妨げない
- ・ 役員のなり手不足のため、町内会合併の話し合いをすすめている
- ・ 除雪や見守りのボランティア活動から、新たな役員をお願いしている
- ・ LINE や回覧板等を利用して募集をしている
- ・ 町内会活動を楽しいと思ってもらえるように広報活動を充実させる
- ・ 地域に対するボランティアと認識してもらう

## 5. 町内会の活動概要

### (1) 町内会の事業ベスト10 (全体)

—赤い羽根共同募金運動への協力がトップ、葬儀の手伝いとお祭りがベスト10外に—

町内会の事業ベスト10は、下表のとおりで、分野別に見ると、「福祉活動」と「環境・衛生改善のための事業」がそれぞれ4事業、「広報活動」と「防犯・防災・防火活動」がそれぞれ1事業含まれています。(表18)

前回調査(平成29年度)の結果と比較すると、全体を通して、事業の実施率が低下しており、特に、「葬儀の手伝い」は、過去3回分の調査と比較すると、平成24年度は73.1%、平成29年度は51.1%、今回は39.7%と大きく減少しています。

表18) 町内会の事業ベスト10 (全体)

今回調査 (令和4年度)

	事業名	実施率	事業分野
1位	赤い羽根共同募金運動への協力	74.7%	福祉活動
2位	町内清掃の実施	68.7%	環境・衛生改善
3位	回覧板による事業の周知	68.1%	広報活動
4位	ゴミステーションの管理	56.2%	環境・衛生改善
5位	歳末助け合い運動(赤い羽根)への協力	55.0%	福祉活動
6位	防犯・街路灯の設置、維持管理	52.7%	防犯・防災・防火活動
7位	日赤社資募集運動への協力	49.9%	福祉活動
8位	花壇の整備、管理	42.3%	環境・衛生改善
9位	資源回収の実施	41.7%	環境・衛生改善
10位	高齢者世帯等への声かけ訪問活動	41.5%	福祉活動

前回調査 (平成29年度)

	事業名	実施率
1位	赤い羽根共同募金運動への協力	74.5%
2位	回覧板による事業の周知	73.5%
3位	町内清掃の実施	72.9%
4位	新年会・忘年会	71.7%
5位	防犯・街路灯の設置、維持管理	59.9%
6位	ゴミステーションの管理	56.6%
7位	日赤社資募集運動への協力	55.3%
8位	葬儀の手伝い	51.1%
9位	お祭り	50.8%
10位	資源回収の実施	48.4%

### (2) 町内会の事業ベスト10 (区・市・町村別)

—区で「ゴミステーション管理」、市で「回覧板による事業の周知」、  
町村で「赤い羽根共同募金運動への協力」が多い—

町内会の実施事業をみると、特に区では「ゴミステーションの管理」、市では「回覧板による事業の周知」、町村では「赤い羽根共同募金運動への協力」が1位でした。(表19)

表19) 町内会の事業ベスト10 (区・市・町村別)

	区 (119)		市 (236)		町村 (510)	
1位	ゴミステーションの管理	88.2%	回覧板による事業の周知	89.0%	赤い羽根共同募金運動への協力	71.2%
2位	回覧板による事業の周知	86.6%	赤い羽根共同募金運動への協力	84.7%	町内清掃の実施	61.2%
3位	町内清掃の実施	78.2%	町内清掃の実施	80.1%	回覧板による事業の周知	54.1%
4位	赤い羽根共同募金運動への協力	69.7%	歳末助け合い運動(赤い羽根)への協力	73.3%	歳末助け合い運動(赤い羽根)への協力	52.9%
5位	資源回収の実施	67.2%	防犯・街路灯の設置、維持管理	72.5%	葬儀の手伝い	52.7%
6位	除排雪の実施	63.9%	高齢者世帯等への声かけ訪問活動	60.2%	ゴミステーションの管理	49.0%
7位	街頭啓発(旗の波運動)	62.2%	交通安全の看板、啓発ポスターの掲示	58.5%	日赤社資募集運動への協力	47.6%
8位	花壇の整備、管理	58.0%	資源回収の実施	56.8%	防犯・街路灯の設置、維持管理	45.5%
9位	交通安全の看板、啓発ポスターの掲示	49.6%	日赤社資募集運動への協力	55.9%	新年会・忘年会	43.1%
10位	防犯パトロール・災害危険箇所への対策	48.7%	ゴミステーションの管理	55.5%	町内の草取り	37.8%



### (3) 分野別の事業実施状況

#### —町内会で実施する年間事業数は平均14.2事業—

町内会の分野別事業実施状況は、次頁「分野別の事業実施状況」のとおりで、前回調査（平成29年度）の結果と対比させています。

町内会で実施している事業数の合計から算出した、1町内会あたりの年間平均事業数は14.2事業です。

前回調査（平成29年度）の結果と比較すると、1町内会あたりの年間平均事業数は、平成29年度の16.4事業から今回は14.2事業となり、1町内会あたりの実施事業数が2.2事業減少しています。(表20)

表20) 分野別の平均事業実施数

今回調査（令和4年度）

	事業分野	1町内会あたり 実施事業数
1位	福祉活動の推進	3.3事業
1位	環境・衛生改善の推進	3.3事業
3位	交流親睦を目的とした事業	1.8事業
4位	防犯・防災・防火運動の推進	1.6事業
5位	交通安全の推進	1.3事業
6位	広報活動の推進	1.1事業
7位	児童青少年健全育成の推進	0.9事業
8位	健康増進と親睦を目的とした事業	0.8事業
	年間平均事業数	14.2事業

前回調査（平成29年度）

	事業分野	1町内会あたり 実施事業数
1位	環境・衛生改善の推進	3.5事業
1位	福祉活動の推進	3.5事業
3位	交流親睦を目的とした事業	3.1事業
4位	防犯・防災・防火運動の推進	1.8事業
5位	広報活動の推進	1.2事業
5位	交通安全の推進	1.2事業
7位	児童青少年健全育成の推進	1.1事業
7位	健康増進と親睦を目的とした事業	1.1事業
	年間平均事業数	16.4事業

#### —「物資の備蓄、防災資機材の設置」と

「高齢者世帯等の除排雪援助活動」が増加、

「新年会・忘年会」と「お祭り」が減少—

次頁の事業実施状況を見ると、前回調査（平成29年度）との比較で、全体的に事業実施率がコロナ禍の影響もあってか減少しています。特に、コロナ禍では、飲食を伴う「新年会・忘年会」が前回調査（平成29年度）の71.7%から40.8%にまで大きく減少したほか、コロナ禍で密を避けるため「お祭り」が50.8%から30.5%、「盆踊り」が21.9%から8.0%に減少しています。

コロナ禍において、交流親睦を目的とした事業はどの事業も減少していることわかります。(次項参照)

現在は、コロナの感染状況が減少傾向にあることから、制限が順次緩和されていく中で、今後、町内会の交流親睦を目的とした事業が再開されることを期待しています。

## 分野別の事業実施状況

今回調査（令和4年度）

回答数=865

前回調査 回答数=855

事業名		実施事業数	実施率	平成29年度	実施率	
交流親睦を目的とした事業	1	葬儀の手伝い	343	39.7%	437	51.1%
	2	新年会・忘年会	353	40.8%	613	71.7%
	3	お祭り	264	30.5%	434	50.8%
	4	盆踊り	69	8.0%	187	21.9%
	5	旅行・視察	117	13.5%	201	23.5%
	6	花見・観楓会	137	15.8%	218	25.5%
	7	会食会	106	12.3%	234	27.4%
	8	三世代交流会	31	3.6%	58	6.8%
	9	趣味の講習会	57	6.6%	78	9.1%
	10	その他	88	10.2%	149	17.4%
	小計		1,565	—	2,609	—
健康増進と親睦を目的とした事業	1	運動会	22	2.5%	68	8.0%
	2	ラジオ体操	218	25.2%	238	27.8%
	3	ウォーキング	36	4.2%	47	5.5%
	4	健康教室・健康相談	135	15.6%	164	19.2%
	5	球技（バレー、ソフトボール）大会	31	3.6%	24	2.8%
	6	パークゴルフ・ゲートボール大会	197	22.8%	278	32.5%
	7	その他	68	7.9%	132	15.4%
小計		707	—	951	—	
交通安全の推進	1	交通安全の看板、啓発ポスターの掲示	313	36.2%	370	43.3%
	2	児童の登下校時の交通指導	274	31.7%	379	44.3%
	3	交通危険箇所の点検、見回り	162	18.7%	195	22.8%
	4	交通安全指導教室の開催	21	2.4%	49	5.7%
	5	街頭啓発（旗の波運動）	335	38.7%	—	—
小計		1,105	—	993	—	
防犯・防災・防火運動の推進	1	自主防災組織の設置	238	27.5%	256	29.9%
	2	防犯・街路灯の設置、維持管理	456	52.7%	512	59.9%
	3	避難訓練、防災研修会の実施	213	24.6%	259	30.3%
	4	災害緊急時の支援体制づくり	142	16.4%	151	17.7%
	5	防犯パトロール・災害危険箇所への対策	193	22.3%	193	22.6%
	6	物資の備蓄、防災資機材の設置	128	14.8%	79	9.2%
	7	その他	28	3.2%	48	5.6%
小計		1,398	—	1,498	—	

		事業名	実施事業数	実施率	平成29年度	実施率
広報活動の推進	1	広報紙の発行	278	32.1%	280	32.7%
	2	回覧板による事業の周知	589	68.1%	628	73.5%
	3	各戸訪問による事業の周知	73	8.4%	97	11.3%
	4	インターネットの活用	18	2.1%	7	0.8%
	5	その他	31	3.6%	45	5.3%
	小計			989	—	1,057
環境・衛生改善の推進	1	除排雪の実施	271	31.3%	292	34.2%
	2	町内清掃の実施	594	68.7%	623	72.9%
	3	公園などの管理	215	24.9%	221	25.8%
	4	花壇の整備、管理	366	42.3%	384	44.9%
	5	町内の草取り	330	38.2%	314	36.7%
	6	ゴミステーションの管理	486	56.2%	484	56.6%
	7	ゴミ減量・分別の促進	209	24.2%	245	28.7%
	8	資源回収の実施	361	41.7%	414	48.4%
	9	その他	16	1.8%	29	3.4%
	小計			2,848	—	3,006
福祉活動の推進	1	高齢者世帯等への声かけ訪問活動	359	41.5%	383	44.8%
	2	高齢者等とのふれあい交流会、サロン	219	25.3%	288	33.7%
	3	高齢者世帯等の除排雪援助活動	215	24.9%	176	20.6%
	4	要援護者の実態調査・支援マップづくり	140	16.2%	139	16.3%
	5	福祉研修会	38	4.4%	65	7.6%
	6	敬老会の実施	283	32.7%	341	39.9%
	7	赤い羽根共同募金運動(赤い羽根)への協力	646	74.7%	637	74.5%
	8	歳末助け合い運動への協力	476	55.0%	393	46.0%
	9	日赤社資募集運動への協力	432	49.9%	473	55.3%
	10	その他	52	6.0%	63	7.4%
小計			2,860	—	2,958	—
児童青少年健全育成の推進	1	子ども会の運営	183	21.2%	203	23.7%
	2	クリスマス会、七夕祭り、餅つき大会	140	16.2%	189	22.1%
	3	三世代交流会	34	3.9%	61	7.1%
	4	スポーツ大会	23	2.7%	34	4.0%
	5	入学、卒業、成人等のお祝い	188	21.7%	200	23.4%
	6	登下校時の防犯パトロール	135	15.6%	186	21.8%
	7	その他	78	9.0%	110	12.9%
	小計			781	—	983
合計			12,253	—	14,055	—

## (4) 中止・廃止した活動・事業

### —コロナ禍が理由で親睦事業を中止した町内会が多い—

ここ5年程度で地域の事情等により、廃止した活動・事業を伺ったところ、348の町内会(40.2%)から372の中止・廃止事業があげられました。最も多かったのが、コロナ禍による感染が懸念されるため、親睦を目的とした事業を中止・廃止した町内会が多く報告されました。

コロナ禍以外の理由では、少子化の影響で、地域の子どもの減り、「子ども会」や「子どもの祭り・行事」、「ラジオ体操」等の事業が成り立たなくなり、廃止したとの報告が多くありました。また、「スポーツ大会」や「パークゴルフ大会」については、住民の高齢化による参加者減少が原因としてあげられています。前回調査(平成29年度)から、さらに少子高齢化と人口減少がすすみ、町内会の事業を従来のかたちで実施することが難しくなっている現状が読み取れます。

コロナ禍により、多くの町内会で、活動の自粛や延期、縮小が余儀なくされてきましたが、これまで地域で築いてきた事業が再開されることを願っています。

## (5) 今後力を入れたい活動、新しい取り組み

### —「高齢者世帯等への支援」、「防災活動」、「交流活動」が多くあげられる—

今後力を入れたい活動や新しく取り組みたい事業を自由記述で伺ったところ、279の町内会(32.3%)から335の事業があげられ、特に多かったのは、「高齢者世帯等への支援活動」、「防災活動」、「交流活動」でした。(表21)

なお、前回調査(平成29年度)と比較すると、「除排雪活動」、「町内会事業の電子化」、「福祉活動」「防犯活動」をあげる町内会が増えています。

表21) 今後力を入れたい活動、新しい取り組み(自由記述)ベスト10

1位	高齢者世帯等への支援活動	68町内会	・高齢者世帯等の見守り活動 ・高齢者の交流会、サロン活動	・要援護者情報の把握 ・高齢者の買い物支援
2位	防災活動	52町内会	・災害時要援護者の支援体制づくり ・防災訓練、避難訓練	・自主防災組織づくり ・防災マップづくり
3位	交流活動	44町内会	・会員相互の親睦会	・三世代交流の充実
4位	青少年育成	28町内会	・子ども会運営、子育て支援	・子ども行事
5位	環境整備	19町内会	・ゴミステーションの管理	・資源回収
6位	除排雪活動	11町内会	・高齢者宅の除排雪支援	・除雪対策
7位	加入促進活動	8町内会	・アパート等の集合住宅への加入促進	
8位	担い手育成	7町内会	・役員のなり手不足解消	・役員の人材育成
8位	電子化	7町内会	・ZoomやLINEの活用	・SNSを活用した情報発信
8位	福祉活動	7町内会	・健康福祉の充実	・福祉活動の充実、強化
8位	防犯活動	7町内会	・防犯灯の管理、維持 ・防犯研修会	・特殊詐欺防止の訪問活動
	その他		・事業・組織の見直し(効率化) ・町内会の広報活動 ・従来の行事を現状維持	・健康教室、介護予防の健康づくり ・空き家問題 ・町内会合併の検討

## 6. これからの町内会のあり方

### (1) 町内会に特に期待される役割

—福祉活動、交流活動、防災活動の充実の期待が大きい—

町内会に特に期待される役割は、「見守りなどの福祉活動」、「親睦会などの交流活動」、「避難訓練や自主防災組織などの防災活動」が、前回調査（平成29年度）同様に、全体で多くなっています。（表22）

表22) 町内会に特に期待される役割

(2つまで回答可)

	区 (119)		市 (236)		町村 (510)		合計 (865)	
見守りなどの福祉活動	54	45.4%	107	45.3%	194	38.0%	355	41.0%
親睦会などの交流活動	44	37.0%	114	48.3%	185	36.3%	343	39.7%
避難訓練や自主防災組織などの防災活動	38	31.9%	93	39.4%	160	31.4%	291	33.6%
ごみ拾い、花壇整備などの環境・衛生活動	23	19.3%	36	15.3%	130	25.5%	189	21.8%
行政等の地域関係団体との連絡調整	10	8.4%	34	14.4%	102	20.0%	146	16.9%
パトロール、防犯灯管理などの防犯活動	17	14.3%	24	10.2%	42	8.2%	83	9.6%
地域の情報を発信する広報活動	14	11.8%	21	8.9%	33	6.5%	68	7.9%
オンラインを導入した会議や研修会	4	3.4%	6	2.5%	7	1.4%	17	2.0%
その他	7	5.9%	8	3.4%	15	2.9%	30	3.5%

### (2) 町内会運営のあり方について

—「現状のままでよい」がおよそ半数を占める—

町内会運営のあり方について、全体では「現状のままでよい」が最も多いものの、都市部では、「事業を取捨選択し見直す」「組織体制をスリム化する」との回答が多くなっています。（表23）

表23) 町内会運営のあり方

(複数回答可)

	区 (119)		市 (236)		町村 (510)		合計 (865)	
現状のままでよい	38	31.9%	88	37.3%	260	51.0%	386	44.6%
事業を取捨選択し見直す	41	34.5%	103	43.6%	116	22.7%	260	30.1%
組織体制をスリム化する	41	34.5%	74	31.4%	87	17.1%	202	23.4%
近隣町内会（または連合会）との合同事業を増やす	25	21.0%	46	19.5%	85	16.7%	156	18.0%
オンラインを導入した事業を増やす	8	6.7%	17	7.2%	10	2.0%	35	4.0%
その他	10	8.4%	34	14.4%	41	8.0%	85	9.8%

### (3) 町内会運営のあり方について（自由記述）

#### ―担い手不足への対策、コロナ後の事業のあり方、行政等との連携強化など―

町内会の運営のあり方について、前述以外の意見を自由記述で伺ったところ、87の町内会（10.1%）から、町内会の組織・事業・行政等との連携のあり方について、次のような意見が寄せられました。（表24）

表24) 町内会運営のあり方（自由記述）

組織について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展、世帯数の減少等により、役員が不足し、町内会の維持が困難。</li> <li>・近隣町内会との合併が不可欠。もうその時期に来ている。</li> <li>・役員のなり手がなく、1人の役員が何役も受け持っている現状。</li> <li>・現状維持が精一杯。</li> <li>・町内会の組織体制のスリム化に向けて見直す必要がある。</li> <li>・コロナの影響で、行事を再開しても参加が減少。町内会組織の意義と役割を根本から見直すべき時期ではないか。</li> <li>・町内会に替わる若者中心の地域エリアにこだわらない組織を新設するなど、大胆な改革が必要。</li> <li>・会員の交流機会を増やして、若者・女性の町内会活動への参加を進め、活気を取り戻したい。</li> <li>・役員の高齢化、長期化に伴い活動が硬直化している。役員の若返りを図り、新しい方向性を見出していきたい。</li> <li>・町内会加入のメリットを明確にすべき。何かを利用するにも町内会加入を条件にする。</li> <li>・町内会の活動が住民にとって大切だということをわかりやすくPRする。</li> </ul>
事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で事業が中止になり、交流も停滞している。事業や行事が再開出来る事を願っている。</li> <li>・家族葬が増え自治会のお手伝いも減少している。</li> <li>・役員等の負担は大きいと思うが、交流親睦を中心とした誰でも気軽に参加できる明るい町内会活動を推進していきたい。</li> <li>・土砂災害危険区域が多いため、防災活動に力を入れたい。災害時にコミュニケーションが十分とれるか不安。</li> <li>・ひとり暮らしの高齢者世帯の見守り活動は、町内会の福祉活動の取り組みとして必要。</li> <li>・町内会員としてのメリットを感じられる事業を推進したい。役員に対する手当での増額が必要。</li> <li>・広報の配布、外灯の維持・管理等、町内会に替わって外注する方法もある。</li> <li>・デジタル化を促進し、回覧板機能を活用して会員の意見を聴取したい。</li> <li>・町内会員の得意分野を生かした事業を発掘したい。</li> </ul>
行政等との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政として町内会への加入要請を行ってほしい。</li> <li>・町内会運営は、行政と一体となって、調査・研究しながらすすめる時期ではないか。</li> <li>・高齢化により町内活動の維持が難しくなっているため、町内会の運営・活動に対する行政からの支援が必要。</li> </ul>



# 7. 町内会と行政・社会福祉協議会等との関係

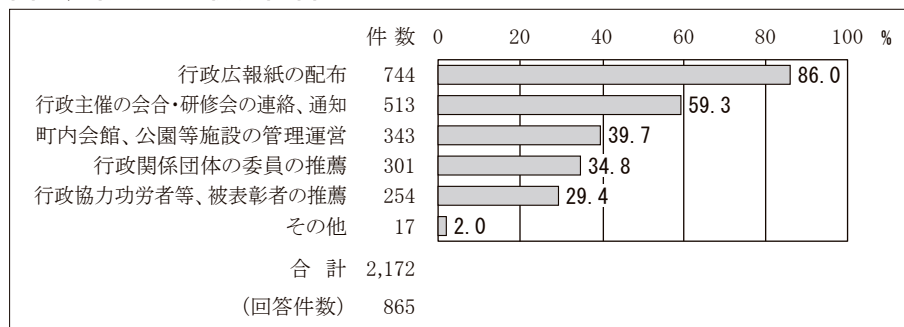
## (1) 行政への協力内容

—行政広報紙の配布に協力する町内会は8割強—

町内会が行政に協力している内容は、「広報紙の配布」が86.0%、続く「行政主催の会合・研修会の連絡、通知」が59.3%と多くを占めています。(図18)

図18) 行政への協力内容

(複数回答可)



## (2) 行政への意見・要望

—行政からの協力要請が負担に—

町内会から行政に対する意見・要望を自由記述により伺ったところ、102の町内会(11.8%)から、「行政からの協力要請が負担」、「行政の町内会活動への参加・協力」など、次のような意見・要望が多く寄せられました。(表25)

表25) 行政への意見・要望 (自由記述)

行政からの協力要請が負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政のスリム化により事業の一部が町内会での共助に期待されているのはわかるが、町内会自体が高齢化等の影響で要望に応える力を失いつつある。</li> <li>行政からの情報共有方法について、「ホームページを見て下さい」だけではなく、重要な情報は、町内会を通じた共有も大事だと思う。</li> <li>行政から町内会へ依頼される民生委員児童委員や関係団体の委員等の推薦に苦慮している。</li> </ul>
行政の町内会活動への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政からも町内会への加入促進を呼びかけてほしい。また、企業や団体等に働きかけ、社員や従業員への参加・周知を図ってほしい。</li> <li>行政職員の町内会活動への参加、役員になってほしい。</li> </ul>
行政との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会の課題の多くは行政とリンクしている。行政へ協力するので、町内会の要望にも答えてほしい。行政の各担当部署の意識の共有をお願いしたい。</li> <li>行政担当者が町内会の要望・意見をくみ取り、業務を推進すべきだと思うが、形式的な点が多い。行政との関わりを深めて、お互いに理解できるようにしたい。</li> </ul>
補助金・助成金等の増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>回覧板を回せない高齢者世帯が増えている。タブレット端末の貸与等による電子化を希望する。</li> <li>若年層へ町内会活動を周知するため、電子化するための補助金がほしい。</li> <li>町内会館の老朽化に伴う修繕費の補助金がほしい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員減少防止のために取り組んできたが限界。行政が町内会を必要とするのなら、町民＝町内会員という「町条例」を施行してほしい。</li> <li>町内会・行政・社協、これからの大変な時代に、どう活動して連携が必要か、忌憚のない話し合いが必要。</li> </ul>

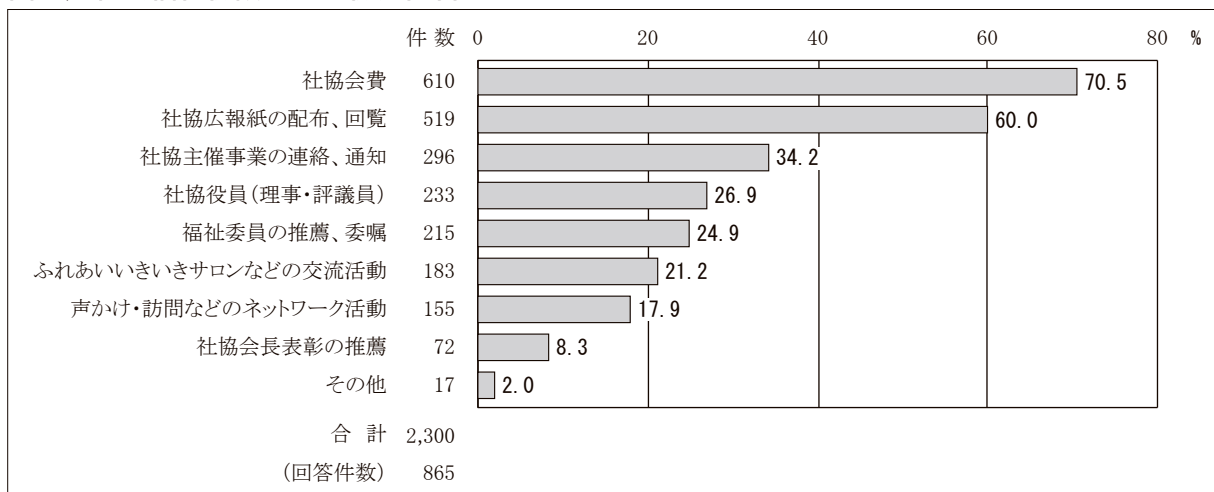
### (3) 社会福祉協議会への協力内容

—社協会費に協力する町内会が7割—

町内会が社会福祉協議会に協力している内容は、「社協会費」が70.5%、「社協広報紙の配布、回覧」が60.0%と多くを占め、続いて「社協主催事業の連絡、通知」が34.2%となっています。(図19)

図19) 社会福祉協議会への協力内容

(複数回答可)



### (4) 社会福祉協議会への意見・要望

—社協活動の積極的な推進、住民へ社協のPRを—

町内会から社会福祉協議会に対する意見・要望を自由記述により伺ったところ、61の町内会(7.1%)から、「社協への期待」、「社協のPR」など、次のような意見・要望が多く寄せられました。(表26)

表26) 社会福祉協議会への意見・要望(自由記述)

社協への期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフォーマルサービスを担う社協に期待する。町内会で出来る事があれば協力したい。</li> <li>・ 町内会では個人情報との関係で情報共有が困難な部分がある。緊急時の対応のため、社協を中心に行政、町内会の連携が重要。</li> <li>・ 町内会活動の存続が厳しくなっているため、社協の一層の充実が必要。身近に感じる存在になってほしい。</li> </ul>
社協のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協の広報誌を電子化してほしい。</li> <li>・ 社協の存在、役割、事業内容が良く分からない。存在を皆が分かりやすくPRしてほしい。</li> <li>・ 町内会活動への社会福祉協議会の協力体制が全く見えてこない。町内会行事を利用して周知に努めてほしい。</li> </ul>
社協の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災活動のため民生委員児童委員と協調したいが、守秘義務の関係でむずかしい。地域における共助の仕組みづくりの協力をお願いしたい。</li> <li>・ 協力したいが、何が 필요한かわからない。一緒にできることがあれば協力する。</li> </ul>

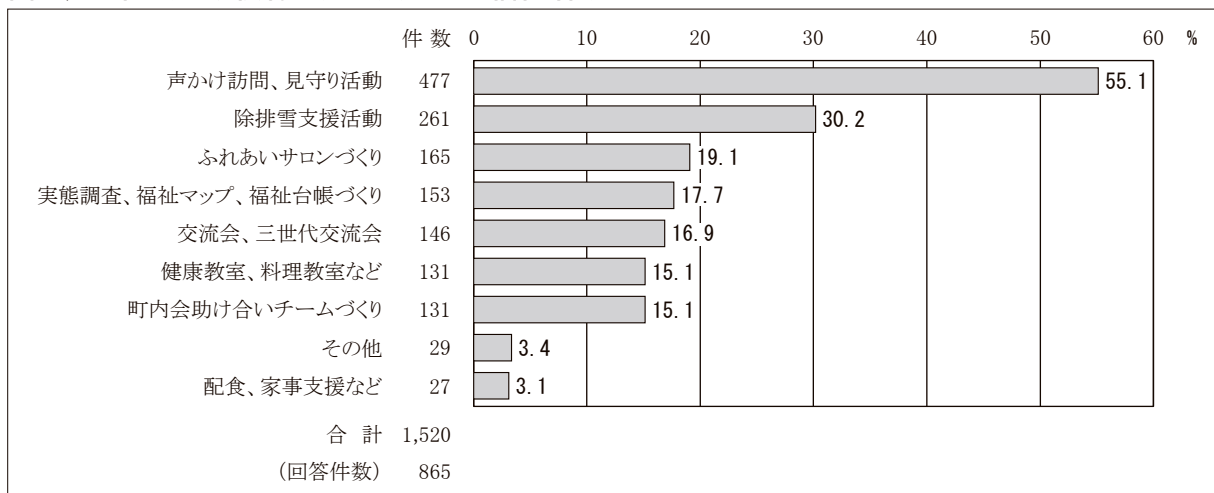


## (5) 町内会で今後特に力を入れたい福祉活動

—5割以上の町内会が、声かけ訪問、見守り活動の取り組みを強化—

町内会で今後特に力を入れたい福祉活動については、「声かけ訪問、見守り活動」が55.1%と多くなっています。続いて、「除排雪支援活動」が30.2%、「ふれあいサロンづくり」が19.1%となっています。(図20)

図20) 町内会で今後特に力を入れたい福祉活動 (複数回答可)



地域別にみると、市区町村ともに、「声かけ訪問、見守り活動」が最も多く、続いて、区では、「実態調査、福祉マップ、福祉台帳づくり」が31.1%で、市では、「除排雪支援活動」が30.9%、「ふれあいサロンづくり」が30.5%で、町村では、「除排雪支援活動」が30.8%と多くあげられました。(表27)

表27) 町内会で今後特に力を入れたい福祉活動 (区・市・町村別) (複数回答可)

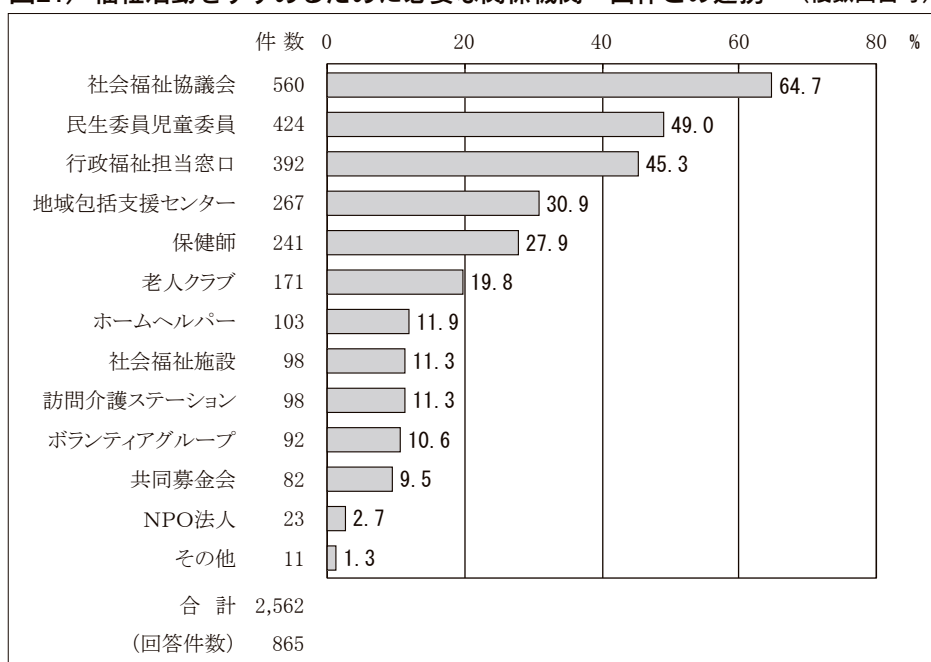
	区 (119)		市 (236)		町村 (510)		合計 (865)	
声かけ訪問、見守り活動	65	54.6%	148	62.7%	264	51.8%	477	55.1%
除排雪支援活動	31	26.1%	73	30.9%	157	30.8%	261	30.2%
ふれあいサロンづくり	15	12.6%	72	30.5%	78	15.3%	165	19.1%
実態調査、福祉マップ、福祉台帳づくり	37	31.1%	59	25.0%	57	11.2%	153	17.7%
交流会、三世代交流会	20	16.8%	55	23.3%	71	13.9%	146	16.9%
健康教室、料理教室など	13	10.9%	55	23.3%	63	12.4%	131	15.1%
町内会助け合いチームづくり	17	14.3%	49	20.8%	65	12.7%	131	15.1%
配食、家事支援など	3	2.5%	5	2.1%	19	3.7%	27	3.1%
その他	5	4.2%	9	3.8%	15	2.9%	29	3.4%

## (6) 福祉活動をすすめるために必要な関係機関・団体との連携

### —社会福祉協議会との連携が6割以上—

町内会で福祉活動をすすめるために必要な関係機関・団体との連携は、「社会福祉協議会」が64.7%、「民生委員児童委員」が49.0%、「行政福祉担当窓口」が45.3%を占めています。福祉活動を実施するうえでの情報共有など、町内会と社会福祉協議会、民生委員児童委員、行政窓口との密接な連携が今後も期待されます。(図21)

図21) 福祉活動をすすめるために必要な関係機関・団体との連携 (複数回答可)



## (7) 関係機関との連携上の課題

### —活動に必要な個人情報の不足が大きな課題—

町内会と関係機関との連携についての課題を自由記述により伺ったところ、77の町内会(8.9%)から、次のような課題があげられました。特に、「個人情報の取扱いについて」関係機関との情報共有や連携を求める内容が課題として多くあげられました。(表28)

表28) 関係機関との連携上の課題 (自由記述)

個人情報の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者を一人ひとり把握できるスタッフが必要。町内会単独で個人情報を共有するのは困難。</li> <li>・町内会活動に必要な個人情報を行政や関係機関と共有したい。</li> <li>・見守りや緊急時対応のための要援護者の情報「福祉マップ」を町内会役員で共有できるようにしてほしい。</li> <li>・行政より「避難行動要支援者名簿」が町内会に届くが、誰が保管してどこまで公開すべきか取扱いに苦慮している。</li> </ul>
連携強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らしの高齢者が施設等へ入所した場合や転居した世帯を町内会に知らせてほしい。空家になっていて気づかない事が多い。</li> <li>・行政、社協、町内会との意見交換により、町内会として情報共有する仕組みづくりが必要。</li> </ul>
民生委員児童委員との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会、民生委員児童委員、行政の横の連絡がスムーズでない。</li> <li>・町内会福祉委員と民生委員児童委員の連携を密にして、見守り等の支援にあたるべき。</li> </ul>

## 8. 赤い羽根共同募金運動への取り組み

### (1) 赤い羽根共同募金の町内会活動への活用について

— 7割以上が町内会の活動にも活用されていることを知っている —

赤い羽根共同募金の助成金は、さまざまな地域課題や社会活動を解決するために、全国各地の町内会・自治会の事業にも広く活用されています。本会でも本調査の助成のほか、「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり運動」や「ブロック別町内会活動研究大会」「町内会活動実践者研修会」にも一部助成金をいただき、事業を実施しております。

今回の調査で、赤い羽根共同募金の助成金が町内会活動に活用されていることを「知っている」か伺ったところ、71.8%の町内会が、「知っている」と回答しました。(表29)

表29) 赤い羽根共同募金の町内会活動への活用について

知っている	71.8%
知らない	21.6%
無回答	6.6%

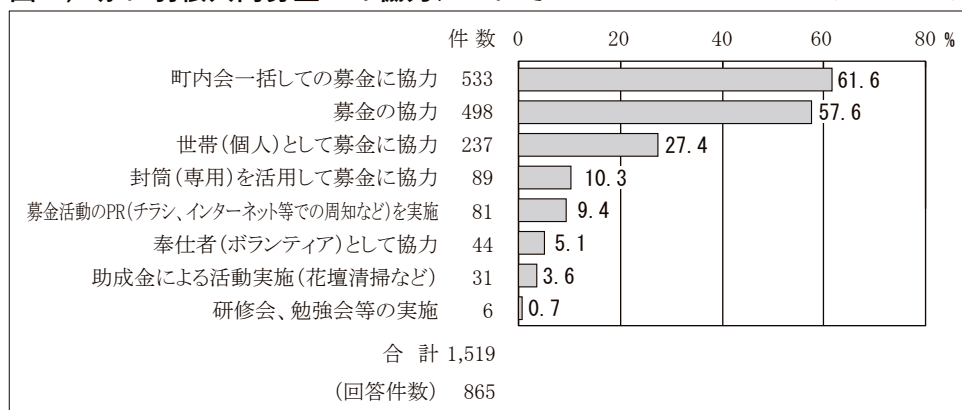
### (2) 赤い羽根共同募金への協力について

— 6割以上が町内会一括して募金に協力 —

赤い羽根共同募金にどのような形で協力しているか伺ったところ、「町内会一括しての募金に協力」が61.6%、「募金の協力」が57.6%であり、半数以上の町内会が募金に協力していることがわかりました。(図22)

図22) 赤い羽根共同募金への協力について

(複数回答可)



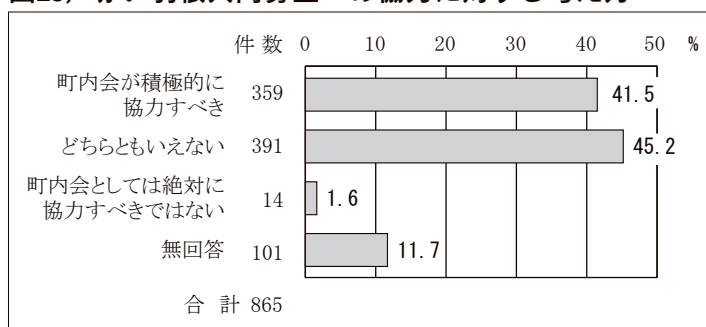
### (3) 赤い羽根共同募金への協力に対する考え方

— 約4割が「町内会が積極的に協力すべき」と回答、前回調査から18.5ポイント増加 —

赤い羽根共同募金への協力については、「町内会が積極的に協力すべき」が41.5%で、「どちらともいえない」が45.2%でした。(図23)

前回調査(平成29年度)では、23.0%の町内会が募金に「町内会が積極的に協力すべき」と回答し、今回調査では41.5%であり、18.5ポイント増加しています。

図23) 赤い羽根共同募金への協力に対する考え方



さらに理由を伺ったところ、次のような回答がありました。(表30)

表30) 赤い羽根共同募金への協力に対する考え方(自由記述)

町内会が積極的に協力すべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金は町内会活動にも活用されているため</li> <li>・赤い羽根共同募金は、災害・被災地支援をしているから</li> <li>・住民福祉(互助)の向上のため</li> <li>・町内会としても社会貢献をしたほうが良いと考えるため</li> <li>・募金の協力をすることで地域の見守りに繋がる</li> <li>・募金することで、いつか自分が助けられると思うので</li> </ul>
どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問で募金協力することが難しい</li> <li>・戸別の募金協力が班長の負担となり、町内会の担い手不足になっている</li> <li>・募金集めが大変なため、町内会で一括して会費から募金することとなった</li> <li>・住民の募金協力に対する理解の低下</li> </ul>
町内会としては絶対に協力すべきではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社や個人で対応しているため</li> <li>・街頭募金活動をしているから</li> <li>・町内会の財源が乏しくなってきたため</li> </ul>

#### (4) 募金が活用されるべき活動

##### 一在宅高齢者の生活支援が6割、障がい者と子どもたちへの支援が5割一

赤い羽根共同募金で集められたお金がどのような活動に重点的に使われるべきか伺ったところ、「在宅の高齢者に対する日常生活支援」等が62.8%と最も多く、続いて、「障がい者の地域生活支援」等が53.4%、「子どもたちへの支援」等が52.3%と半数以上を占めており、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるための地域づくりへの思いが表われています。(表31)

表31) 募金が活用されるべき活動

(複数回答可)

在宅の高齢者に対する日常生活支援や孤立防止、介護する家族のための相談・情報提供などを目的とした活動のために	543件	62.8%
障がい者の地域生活支援や就労支援、社会参加などを目的とした活動のために	462件	53.4%
子どもたちの心身の健やかな成長、子育て、ひとり親家庭への支援などを目的とした活動のために	452件	52.3%
自然災害により被災した方々への支援を目的とした活動のために	390件	45.1%
社会的孤立の状態に陥りがちな生活困窮者、家庭内暴力や虐待など、今日的な生活課題を抱えた方々の支援を目的とした活動のために	374件	43.2%
地域住民によるボランティア活動の普及のために	207件	23.9%
地域住民相互の関わりづくりのために	141件	16.3%
その他	25件	2.9%

## (5) 赤い羽根共同募金が取り組む大規模災害時の支援内容

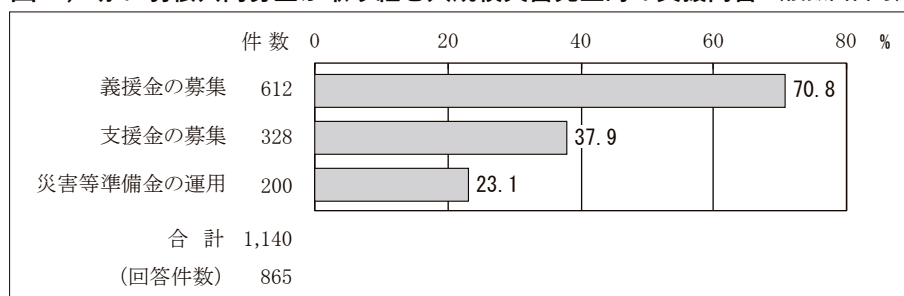
### —「義援金の募集」は7割の認知度—

大規模災害時の支援活動のために、赤い羽根共同募金が取り組んでいる支援活動を知っているか伺いました。

被災者の生活再建のためのお見舞金として活用される「義援金の募集」は70.8%の町内

会で知られていました。続いて、被災者支援を行うボランティアやNPO法人の活動資金として活用される「支援金の募集」は37.9%、災害ボランティアセンターや復興支援センターの立ち上げ等に充てるため、赤い羽根共同募金の中から法令に基づき積み立てている「災害等準備金の運用」は23.1%の町内会で知られていました。(図24)

図24) 赤い羽根共同募金が取り組む大規模災害発生時の支援内容 (複数回答可)



## (6) 町内会での募金活動についての意見

### —町内会会計から一括募金が多く、役員の高齢化により戸別募金は難しい—

赤い羽根共同募金をはじめとした町内会での様々な募金活動に対する意見を自由記述で伺ったところ、318の町内会 (36.8%) から、次のような意見が寄せられました。

町内会による募金活動への協力では、「積極的に協力する」、「募金内容により協力する」との意見が多くありました。

さらに募金方法では、「町内会会計から一括募金している」との町内会が多くある一方で、「協力は難しい」、「個人の意思に委ねる」とする意見も寄せられています。(表32)

表32) 町内会での募金活動についての意見 (自由記述)

募金活動への協力について
<p><b>(1) 募金活動に積極的に協力する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害が多く発生し、いつ自分たちの身に起こるか分からないので、明日は我が身。住みよい地域づくりをするのが町内会の役割。その一つとして募金活動も地域を支える大きな力。</li> <li>・募金は助け合いの精神を育むために必要。しかし募金が強制的であってはならない。</li> <li>・被災者への支援活動の取り組みとして、募金活動は必要と考える。</li> <li>・災害時に人に助けられたことは忘れられないもの。出来る限り、互恵の精神を大切にしたい。</li> </ul>
<p><b>(2) 募金内容により協力する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会貢献の一環であり、町内会として適当と判断したものについては協力したい。</li> <li>・募金の協力のお願いがあった場合には、役員会を経て、総会で決定している。</li> <li>・大きな災害に対して募金の依頼があった場合に協力している。</li> <li>・金銭的に余裕があまりないため、赤い羽根共同募金だけ協力している。</li> </ul>



### (3) 募金活動への協力は難しい

- ・募金については、各個人の考えもあり、また、募金も色々な種類があることから、町内会で取りまとめるのは難しい。
- ・役員の担い手不足で、募金活動が難しい。
- ・高齢化により、年金生活者も多く、金銭的負担が大きい。
- ・町内会未加入世帯には、募金活動があるから町内会に加入しない世帯もある。
- ・年4回ほど様々な募金活動をしているため、班長は募金集めばかりしていると町内会員から不信感が寄せられている。

### (4) 住民個人の意思に委ねる

- ・募金は、町内会費からの募金ではなく、個人の厚意が望ましい。
- ・個人の自由意思で、自主的に募金できる体制づくりをするべき。

## 募金方法について

### (1) 戸別募金について

- ・戸別募金は、地域の一員としての意識を持つことで意義があると思う。
- ・役員の高齢化により、戸別募金のお願いは年々厳しくなっている。
- ・町内会の財政面から、一括募金をしないで、戸別募金を行っているが、年々協力が減ってきている。
- ・募金を集めるのは班長の役割にしているが、募金活動を敬遠され、町内会退会の理由になっている。

### (2) 一括募金について

- ・街頭での募金に協力する機会の少ない高齢者が、家に居ながらにして募金協力ができるので一括募金は大変有効である。
- ・コロナ以前は戸別訪問していたが、コロナ禍においては、町内会の予算組みをして一括募金とした。
- ・役員の負担軽減を考えて、自治会費から定額で募金協力している。
- ・戸別訪問が役員の担い手不足の原因にもなっているため、自治会費を値上げして自治会一括で募金協力をしている。
- ・民生委員児童委員が、戸別訪問で集めていたが、町内会で一括募金することで、民生委員児童委員の負担が減った。

### (3) 目標金額について

- ・町内会の予算内で過度な募金でなければ良いと思う。
- ・町内会費（年額）の20%程度を目標金額としているが、負担が大きい。

## 募金の種類について

- ・町内会における各種募金活動は、赤い羽根共同募金等に限って実施している。
- ・各種募金の協力がたくさんあり、町内会で全てに対応しようとする、町内会費の値上げをしなければならない。
- ・募金の種類が多すぎるだけでなく、募金時期も集中している。

## 募金の使途について

- ・募金協力は継続するが、どのように使われているか、協力者に具体的に知らせるべきだと思う。
- ・様々な募金の助成金が町内会の活動に有効に活用されていることを北海道町内会連合会が中心となって周知してほしい。
- ・町内会の予算内での支援は良いことだと思うが、具体的な使途が不明。

# 9. 市区町村の連合会組織の役割

## (1) 町内会連合会の役割

— 「行政へ町内会の要望を陳情する」 役割が7割 —

町内会連合会の役割について、「各町内会から要望事項のとりまとめを行い、行政へ陳情を行う」が73.4%と最も多く、続いて「行政から町内会への各種依頼、事業協力の調整を行う」が61.2%、「町内会相互の連携や連絡調整を行う」が56.0%と多くなっており、町内会連合会の役割として、行政と町内会とのパイプ役、単位町内会相互の連絡調整役として期待が寄せられています。(図25・表33)

図25) 町内会連合会の役割 (複数回答可)

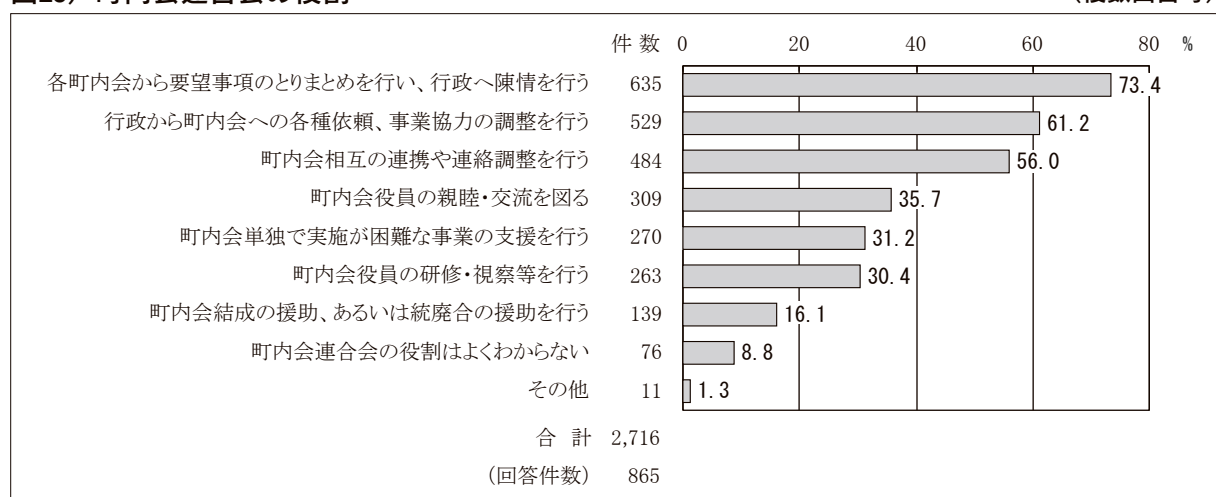


表33) 町内会連合会の役割 (区・市・町村別) (複数回答可)

	区 (119)	市 (236)	町村 (510)	合計 (865)
各町内会から要望事項のとりまとめを行い、行政へ陳情を行う	67.2%	81.8%	71.0%	73.4%
行政から町内会への各種依頼、事業協力の調整を行う	60.5%	67.8%	58.2%	61.2%
町内会相互の連携や連絡調整を行う	65.5%	57.2%	53.1%	56.0%
町内会役員の親睦・交流を図る	43.7%	40.3%	31.8%	35.7%
町内会単独で実施が困難な事業の支援を行う	37.8%	34.3%	28.2%	31.2%
町内会役員の研修・視察等を行う	35.3%	40.7%	24.5%	30.4%
町内会結成の援助、あるいは統廃合の援助を行う	20.2%	20.8%	12.9%	16.1%
町内会連合会の役割はよくわからない	6.7%	6.4%	10.4%	8.8%
その他	1.7%	2.5%	0.6%	1.3%

## (2) 町内会連合会に対する意見・要望

—事業への期待とともに、単位町内会との連携強化を求める意見が多い—

町内会連合会に対する意見・要望を自由記述で伺ったところ、86の町内会（9.9%）から、次のような意見・要望が寄せられました。（表34）

表34) 町内会連合会に対する意見・要望（自由記述）

<b>連合会の組織について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化や役員の担い手不足の問題等について、相談できる専門機関が必要だと思う。</li> <li>・若い役員は仕事があり、土日しか連合会に出向くことができないので、土日のどちらかは事務所を開けてほしい。</li> <li>・町内会解散が目立ってきているので、連合会に町内会の相談機関を設けてはどうか。</li> <li>・連合会の役員が多すぎる。役職の整理と簡素化、高齢化による世代交代が課題。</li> <li>・連合会への加入率が9割程度で、必要性が認識されていない。</li> <li>・独自の財政基盤で運営すべき。会費収入30%と行政補助金70%で運営されており、負担金の必要があるのか疑問。</li> </ul>
<b>連合会で推進してほしい事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家対策、危険家屋問題に対応してほしい。</li> <li>・連合会役員の研修や視察のほか、定期的に親睦交流を図る機会を増やしてほしい。</li> <li>・町内会の要望を随時取りまとめしてほしい。</li> <li>・町内会役員の担い手不足対策を考えてほしい。</li> <li>・資源回収等に努力しているが、活動費が減少しているのが現状。連合会から町内会の補助金増額を検討してほしい。</li> <li>・高齢化が進んでいるので、旧来からの事業の見直しが必要。</li> <li>・町内会の構成世帯が100戸以下の町内会の統合を推進すべき。</li> <li>・役員の担い手不足から事業実施が難しくなるので、町内会の統廃合を仲介し、町内会活動の在り方を模索すべき。</li> </ul>
<b>連合会と単位町内会との連携について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会への情報伝達を迅速に行ってほしい。町内会への文書配布されるのが遅すぎる。</li> <li>・連合会役員や担当者が、町内会に足を運んで丁寧に現状把握をして問題解決を望む。</li> <li>・連合会長の独断が多いので、役員会で相談するべき。また、単位町内会の困りごとを集約して問題解決を探してほしい。</li> <li>・行政の連絡調整手段となっており、町内会の抱える諸課題のサポートをできる状態にない。</li> <li>・単位町内会単独での行事实施は難しいため、連合会に助けられている。</li> <li>・単位町内会の課題や問題点を行政に要望し、課題解決に向けて活動してほしい。</li> <li>・日頃の暮らしに必要な情報や災害時に備えた的確な情報共有ができるように連携や連絡調整をお願いしたい。</li> </ul>
<b>行政・関係機関との連携について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街や介護事業所等と連携し、災害時等における住民への支援協定を結んでほしい。</li> <li>・大雪で生活に支障をきたす場合、道路の除排雪を関係各所と連携して対応してほしい。</li> <li>・行政との協力関係はわかるが、「下請け」にならないようにお願いしたい。</li> <li>・行政、社会福祉協議会、NPOと町内会との連携を図るべき。災害時のために日頃からの連携が大事。</li> </ul>



# 10. 北海道町内会連合会の役割

## (1) 北海道町内会連合会に対する意見・要望

— 本会へのさらなる期待とともに積極的な PR が課題 —

北海道町内会連合会に対する意見・要望について、自由記述で伺ったところ、91の町内会（10.5%）から、次のような意見・要望が寄せられました。（表35）

表35) 北海道町内会連合会に対する意見・要望（自由記述）

北海道町内会連合会への期待
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴会の活動は評価に値する。現状のままで良い。感謝しています。これからもご支援ご協力よろしくお願いします。</li> <li>・ 町内会長になったばかりなので、連合会の役割、行政との関係等を教えてほしい。</li> <li>・ 今後も町内会規模の大小に関わらず、協力し合える組織の要として活動を推進してほしい。</li> <li>・ 加入促進に向けて、市の条例制定を推進してほしい。</li> <li>・ 大雨や台風等の自然災害が多発する昨今、住民同士の「共助」がますます重要。今後も事業の推進をお願いしたい。</li> <li>・ 全道の町内会の先駆的な取組みを周知するなどの役割を果たしている。</li> <li>・ 町内会加入率の減少、役員の高齢化、防災対策等の課題が山積み。今後も貴会の活躍に期待している。</li> <li>・ 想定外の大雪等の災害時には、単位町内会や連合会を超えて貴会の発言力を高めてほしい。</li> </ul>
北海道町内会連合会への組織について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴会の存在を知らなかった。</li> <li>・ 北海道全体の広い地域で連合して活動するのは難しいと感じる。</li> <li>・ 貴会と単位町内会の関わりは感じられない。道内においては、地域格差があり、それぞれの地域に合った町内会活動の模索も必要。</li> <li>・ 町内会の意義を今一度確認し、現場を見て危機感を持つてほしい。</li> <li>・ 各町内会が悩んでいる解散や廃止について、相談や指導等を行う部署を置いてほしい。</li> </ul>
北海道町内会連合会の事業推進について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4ブロック大会の分科会テーマが毎年変わらない。</li> <li>・ 役員の高齢化の実態を知った上で研修会等を実施してほしい。</li> <li>・ 貴会から市町村連合会への支援事業が分からない。振興局単位での研修会開催を希望する。</li> <li>・ 町内会役員の確保に向けて、ICT(情報通信技術)を使った会議の推進、回覧板の廃止等が必要。</li> <li>・ 若い世代に町内会の存在意義が理解されていない。行政広報の電子化、町内会費等を電子マネーで対応できるようにしてほしい。</li> </ul>
各種の情報提供等について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人として、北海道町内会連合会の道町連共済や研修会、福祉、防災の全道運動等の事業を実施していることを広く道民に周知していただきたい。</li> <li>・ 町内会運営のために有益な情報提供を積極的に発信してほしい。</li> </ul>

行政・関係団体との連携について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政はことごとく町内会へ案内や協力要請をする。町内会役員の中でも会長と総務部長の負担が大きく苦勞している。</li> <li>・ 貴会の存在を初めて知った。現在「町内会条例」の制定に向けて準備が進められており、市への対応だけで手いっぱい。</li> <li>・ 行政から連合会への支援状況を調べ、フィードバックして連合会の役割を類型化してほしい。</li> <li>・ 多発する天災に防災意識が高まる中、町内会加入率低下に危惧している。市町村に限らず、道や国にも加入促進対策を講じてほしい。</li> </ul>
北海道町内会連合会の広報活動について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会の弱体化が進み、町内会の解散が懸念される。テレビCM等で呼びかけが必要。地域のことは自分たちで解決するなどの意識付けが有効と考える。</li> <li>・ 貴会の活動内容、役割が分からない。情報が下部組織まで伝達されていない。活動をPRすべき。</li> </ul>
今回の調査に対する要望
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のアンケート調査の設問が多すぎる。もう少し的を絞った質問を望む。</li> <li>・ このアンケート結果を都市部と町村部に分けて集計し、各市町村へ報告願いたい。</li> </ul>

## (2) 道町連共済への加入

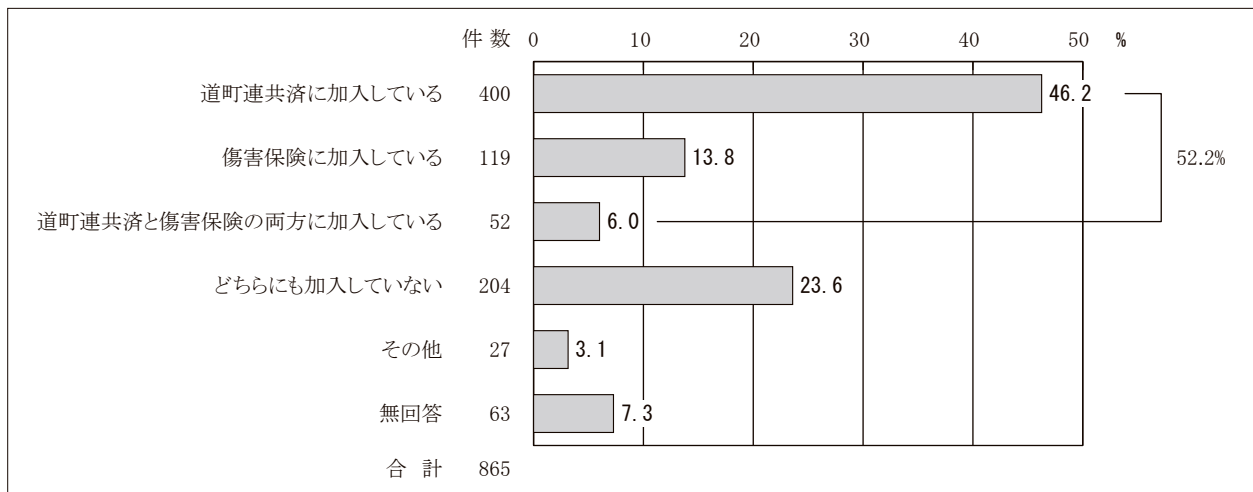
### —5割以上の町内会が道町連共済に加入—

町内会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する北海道町内会連合会の会員の助けあいの事業である「道町連共済」について、お伺いしました。

活動中の事故対策として、「道町連共済に加入している」または「道町連共済と傷害保険の両方に加入している」が、あわせて52.2%である一方、加入していない町内会は全体で23.6%あり、特に町村で多く29.8%が未加入でした。(図26)

安心・安全な町内会活動のため、本会では道町連共済への加入をおすすめしています。

図26) 活動中の事故対策



### (3) 道町連共済への意見・要望

—町内会活動中の全世帯補償の声が寄せられる—

道町連共済への意見・要望について、自由記述で伺ったところ、次のような意見・要望が寄せられました。

■ 町内会活動中の事故やケガで見舞金が出るのでとても感謝している。

■ 道町連共済の充実・迅速処理を望む。

■ 道町連共済の案内通知を受けたことがないので、民間の保険に加入している。

■ 共済会費は安いと思うが、補償も小さい。

■ 保険会社の損害保険は掛金が高いが、町内会活動中の会員や家族に対して補償の対象になる。

## 道町連共済 に加入して もしもの事故に備えましょう！

町内会活動中の  
ケガに備えて  
いますか？



道町連共済は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、お見舞金を支給する北海道町内会連合会の会員相互の助けあいの事業です。

- 一人年200円の会費で最高200万円のお見舞金を支給しています。
- 加入者と同居するご家族が代理で活動中のケガもお見舞金の対象になります。

#### 見舞金の内容

見舞金の種類	支給額	条件
傷害見舞金	治療のために被害者が実際に負担した医療費	支給上限を10万円とする。 医師の指示による薬代・補装具代も含む。
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給。発生後24時間以内に死亡の場合。
破損事故見舞金 令和5年4月1日施行	1万円	共済加入者の町内会活動中の事故が原因で、町内会として実費弁償が生じた事故。但し、実費弁償額が1万円未満の場合は除く。
医師等の診断書 (治ゆ証明書) 文書料	一事故5,000円を 限度に実費支給	通院した日が5日(1~5日)以内の事故は診断書(治ゆ証明書)が不要のため除く。

※注 医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいいます。

死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合。
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給。 事故発生後180日以内に生じた場合。

※注 死亡見舞金A、後遺障害見舞金は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社から支給されます。

#### 道町連共済のお問い合わせ

一般社団法人 北海道町内会連合会事務局 TEL:011-271-3178  
FAX:011-271-3956 Email:info@d-choren.or.jp

※ホームページに詳しい情報を掲載しています



(別表)

## 市区町村別回答結果

No.	市区町村名	依頼件数	回答数	回答率
1	北区	36	30	83.3%
2	豊平区	16	16	100.0%
3	中央区①	17	16	94.1%
4	白石区	12	8	66.7%
5	西区	44	32	72.7%
6	手稲区	13	9	69.2%
7	中央区②	11	8	72.7%
8	千歳市	50	41	82.0%
9	恵庭市	50	40	80.0%
10	芦別市	36	32	88.9%
11	倶知安町	50	28	56.0%
12	新冠町	32	24	75.0%
13	寿都町	20	12	60.0%
14	北竜町	10	9	90.0%
15	室蘭市	50	36	72.0%
16	七飯町	50	47	94.0%
17	せたな町	66	44	66.7%
18	むかわ町	31	20	64.5%
19	福島町	28	28	100.0%
20	乙部町	16	13	81.3%
21	八雲町(熊石)	20	13	65.0%
22	北見市	50	46	92.0%
23	釧路町	53	33	62.3%
24	本別町	74	46	62.2%
25	標茶町	38	19	50.0%
26	標津町	37	17	45.9%
27	羅臼町	17	17	100.0%
28	滝上町	17	13	76.5%
29	名寄市	50	41	82.0%
30	上富良野町	50	35	70.0%
31	増毛町	57	43	75.4%
32	苫前町	15	15	100.0%
33	猿払村	13	13	100.0%
34	中頓別町	22	13	59.1%
35	幌延町	9	8	88.9%
計	34市区町村	1,160	865	74.6%

調査票





# 市区町村単位町内会・自治会組織基本調査票

本調査の集計結果は、調査報告書等で公表いたしますが、個別の町内会名や会長名は公表いたしません。  
 なお、調査報告書は、本年度末に作成し、本会会員組織に送付して、道内の町内会の基礎資料として活用するほか、調査にご協力いただいた町内会に配布いたします。

(回答基準日：令和4年9月1日現在)

市区町村名		町内会名			
会長名		会長の 職 業 (1つだけ)	1. 農林漁業の自営業者	2. 公務員	
年 齢	満 歳		3. 商工サービス業等の自営業者	4. 団体職員	
性 別	男 ・ 女	在職年数	年	代理記入者	
			5. 会社員	6. 無職	7. その他 ( )

## 1. 町内会の概況についておききします。

問1 町内会の結成は何年ですか。(例：昭和・平成 54年)

昭和・平成  年

問2 町内会の加入世帯数は何世帯ですか。

世帯

問3 町内会の加入世帯数は近年どう変化していますか。(1つだけに○)

1. 著しく減少      2. やや減少      3. あまり変化がない  
 4. やや増加      5. 著しく増加

問4 「65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯」あるいは「65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯」は、町内会の世帯のうち、およそ何割ですか。(概数で結構です)

町内会の世帯のうち、およそ  割が高齢者世帯

問5 町内会へ未加入の世帯は、主にどういった世帯ですか。(該当するものすべてに○)

1. アパート、マンション、借家等に住む家族世帯  
 2. 単身者世帯  
 3. 別の地域等から移り住んできた家族世帯  
 4. 旧来から地域に暮らしている家族世帯  
 5. その他 ( )

問6 未加入の世帯について、町内会でどのような加入促進策をとっていますか。

(例) 転入者にすぐに加入案内をする、町内会の活動内容を広報紙等で周知する・・・など

問7 町内会で使用できる会館、集会所はありますか。(1つだけ)

1. 町内会独自で使用できる町内会館、集会所がある。
2. 他の町内会と共同で使用する町内会館、集会所がある。
3. 町内会館にかわる会館、集会所がある。  
(例：公民館、福祉センター、コミュニティセンター等)
4. 町内会で使用できる会館、集会所はない。

問8 町内会は法人格を取得していますか。(1つだけ)

取得あるいは取得予定であれば、( )内に法人格取得の理由をご記入ください。

1. 法人格を取得あるいは取得予定 ⇒ (理由 )
2. 法人格を取得していない

問9 町内会が現在抱えている課題はどのようなことですか。(該当するものすべて)

1. 役員のなり手不足
2. 会員数の減少
3. 財源不足
4. 住民の関心の低さ
5. 活動内容の慣例化
6. 参加者の固定化と減少
7. 要援護者の実態がつかめない
8. その他(上記以外の課題がありましたら、下記枠内にご記入ください)

問10 町内会連合会の役割はつぎのうちのどれだと思いますか。(該当するものすべて)

1. 各町内会から要望事項のとりまとめを行い、行政へ陳情を行う。
2. 行政から町内会への各種依頼、事業協力の調整を行う。
3. 町内会相互の連携や連絡調整を行う。
4. 町内会単独で実施が困難な事業の支援を行う。
5. 町内会結成の援助、あるいは統廃合の援助を行う。
6. 町内会役員の研修・視察等を行う。
7. 町内会役員の親睦・交流を図る。
8. 町内会連合会の役割はよくわからない。
9. その他( )

問11 町内会連合会に対する意見、要望等がありましたらご記入ください。

## 2. あなたの町内会の財政状況についておききします。

問12 町内会費は1世帯あたり月額いくらですか。(1つだけ)

1. 200円未満
2. 200円～300円未満
3. 300円～400円未満
4. 400円～500円未満
5. 500円～600円未満
6. 600円～700円未満
7. 700円～800円未満
8. 800円～900円未満
9. 900円～1000円未満
10. 1000円以上
11. 会費はない

問13 町内会の令和4年度一般会計予算額をご記入ください。

円 ※円単位でご記入ください。

問14 町内会には一般会計の他にどんな特別会計がありますか。(該当するものすべて)

1. 特別会計は無い
2. 町内会館の運営・修繕等
3. 町内会の記念事業
4. 積立金(特別な支出への備え)
5. 除排雪事業
6. 街路灯・防犯灯
7. その他( )

問15 町内会ではどんな予算が特に不足していますか。(2つまで)

1. 運営費
2. 親睦交流事業費
3. 福祉活動費
4. 防災・防犯活動費
5. 環境整備活動費
6. 視察・研修費用
7. 広報活動費
8. 除排雪事業費
9. 街路灯設置維持費
10. 会館管理費
11. その他( )

問16 町内会の財政で、今後増強していくべきだと思う財源がありますか。(2つまで)

1. 会費
2. 資源回収等の事業収入
3. 会社・事業所からの寄附金
4. 行政からの補助金
5. 行政からの委託金
6. 行政以外の関係団体からの助成
7. その他( )

### 3. 町内会の役員の状況についておききします。

問17 町内会長に対する報酬はありますか。(1つだけ)

報酬がある場合、その年額をご記入願います。

1. 報酬がある ⇒ 年間およそ
2. 報酬がないが、必要性はある
3. 報酬がなく、必要性もない

円 ※円単位でご記入ください。

問18 町内会役員(正副会長、理事等)の選出方法はどれですか。(該当するものすべて)

1. 総会で投票
2. 役員会などで互選
3. 輪番制
4. その他( )

問19 町内会役員の任期は何年ですか。(1つだけ)

1. 1年
2. 2年
3. 3年
4. 4年
5. その他( )

問20 町内会役員の男女構成はつぎのうちどれですか。(1つだけ)

1. 男性だけ
2. 男性中心だが女性もいる
3. 男女同じくらい
4. 女性中心だが男性もいる
5. 女性だけ

問21 町内会にはどんな部会、委員会がありますか。(該当するものすべて)

1. 総務部
2. 女性(婦人)部
3. 環境・衛生部
4. 交通安全部
5. 防災・防火・防犯部
6. 福祉部
7. 青少年育成部
8. 文化部体育部
9. 広報部
10. 除雪部
11. その他( )

問22 「役員のみ手が足りない」という問題がある場合、どのようなことが原因だと思いますか。  
(2つまで)

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 時間的に余裕がない          | 2. 個人の金銭的負担が大きい |
| 3. 役員の仕事が多すぎる         | 4. 家族への負担が大きくなる |
| 5. 町内会活動への意識が低い       | 6. 役員に住民が協力しない  |
| 7. 住民からの非難を浴びやすい立場にある | 8. その他 ( )      |

問23 町内会では「役員のみ手」を確保するためにどのような対策をとっていますか。

(例) 輪番制にする、NPO法人等関係機関との連携、業務の役割分担をして役員以外に協力要請をする、町内会会員に町内会活動を知ってもらうPR・啓発活動を行う、業務連絡をLINE等オンラインの活用し負担軽減する・・・など

#### 4. あなたの町内会の活動概況についておききします。

問24 以下の(1)～(8)の活動・事業の中で、あなたの町内会で令和4年度に実施しているものをお選びください。(該当するものすべて)

(1) 交流親睦を目的とした事業

- |           |             |        |           |
|-----------|-------------|--------|-----------|
| 1. 葬儀の手伝い | 2. 新年会・忘年会  | 3. お祭り | 4. 盆踊り    |
| 5. 旅行・視察  | 6. 花見・観楓会   | 7. 会食会 | 8. 三世代交流会 |
| 9. 趣味の講習会 | 10. その他 ( ) |        |           |

(2) 健康増進と親睦を目的とした事業

- |                     |                    |           |              |
|---------------------|--------------------|-----------|--------------|
| 1. 運動会              | 2. ラジオ体操           | 3. ウォーキング | 4. 健康教室・健康相談 |
| 5. 球技(バレー、ソフトボール)大会 | 6. パークゴルフ・ゲートボール大会 |           |              |
| 7. その他 ( )          |                    |           |              |

(3) 交通安全の推進

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 1. 交通安全の看板、啓発ポスターの掲示 | 2. 児童の登下校時の交通指導 |
| 3. 交通危険箇所の点検、見回り     | 4. 交通安全指導教室の開催  |
| 5. 街頭啓発(旗の波運動)       |                 |

(4) 防犯・防災・防火運動の推進

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 自主防災組織の設置          | 2. 防犯・街路灯の設置、維持管理 |
| 3. 避難訓練、防災研修会の実施      | 4. 災害緊急時の支援体制づくり  |
| 5. 防犯パトロール・災害危険箇所への対策 | 6. 物資の備蓄、防災資機材の設置 |
| 7. その他 ( )            |                   |

(5) 広報活動の推進

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1. 広報紙の発行       | 2. 回覧板による事業の周知 |
| 3. 各戸訪問による事業の周知 | 4. インターネットの活用  |
| 5. その他 ( )      |                |

(6) 環境・衛生改善の推進

- |               |            |                |
|---------------|------------|----------------|
| 1. 除排雪の実施     | 2. 町内清掃の実施 | 3. 公園などの管理     |
| 4. 花壇の整備、管理   | 5. 町内の草取り  | 6. ゴミステーションの管理 |
| 7. ゴミ減量・分別の促進 | 8. 資源回収の実施 | 9. その他 ( )     |

(7) 福祉活動の推進

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 高齢者世帯等への声かけ訪問活動 | 2. 高齢者等とのふれあい交流会、サロン  |
| 3. 高齢者世帯等の除排雪援助活動  | 4. 要援護者の実態調査・支援マップづくり |
| 5. 福祉研修会           | 6. 敬老会の実施             |
| 7. 赤い羽根共同募金運動への協力  | 8. 歳末助け合い運動（赤い羽根）への協力 |
| 9. 日赤社資募集運動への協力    | 10. その他 ( )           |

(8) 児童青少年健全育成の推進

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1. 子ども会の運営       | 2. クリスマス会、七夕祭り、餅つき大会 |
| 3. 三世代交流会        | 4. スポーツ大会            |
| 5. 入学、卒業、成人等のお祝い | 6. 登下校時の防犯パトロール      |
| 7. その他 ( )       |                      |

問25 上記(1)～(8)選択肢において、ここ5年程度で、参加者減や予算不足、または地域の事情により廃止した活動・事業がありましたら、ご記入ください。

問26 今後、あなたの町内会で力を入れていきたい活動や新しく取り組みたい事業がありましたらご記入ください。

## 5. これからの町内会のあり方についておききします。

令和元年度の連合会組織調査によると、全道の町内会の世帯加入率は、10年前より7.2%下がり、64.3%でした。少子高齢化がすすむとともに、住民の価値観やライフスタイルが変化するなか、今後の町内会のあり方についてお尋ねします。

問27 今後の町内会に特に期待される役割はどのようなことだと思いますか。(2つまで)

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 親睦会などの交流活動          | 2. 見守りなどの福祉活動         |
| 3. ごみ拾い、花壇整備などの環境・衛生活動 | 4. パトロール、防犯灯管理などの防犯活動 |
| 5. 避難訓練や自主防災組織などの防災活動  | 6. 地域の情報を発信する広報活動     |
| 7. 行政等の地域関係団体との連絡調整    | 8. オンラインを導入した会議や研修会   |
| 9. その他 ( )             |                       |

問28 町内会運営のあり方についてどう思いますか。(該当するものすべて)

1. 現状のままでよい
2. 事業を取捨選択し見直す
3. 組織体制をスリム化する
4. 近隣町内会(または連合会)との合同事業を増やす
5. オンラインを導入した事業を増やす
6. その他(上記以外のご意見がありましたら、枠内に記入ください)

## 6. 町内会と行政、社会福祉協議会等との関わりについておききします。

問29 あなたの町内会では行政にどんな協力をしていますか。(該当するものすべて)

1. 行政広報紙の配布
2. 行政主催の会合・研修会の連絡、通知
3. 行政協力功労者等、被表彰者の推薦
4. 行政関係団体の委員の推薦
5. 町内会館、公園等施設の管理運営
6. その他( )

問30 行政への協力について、意見、要望がありましたらご記入ください。

問31 あなたの町内会では社会福祉協議会にどんな協力をしていますか。(該当するものすべて)

1. 社協会費
2. 社協役員(理事・評議員)
3. 社協広報紙の配布、回覧
4. 社協主催事業の連絡、通知
5. 社協会長表彰の推薦
6. 福祉委員の推薦、委嘱
7. 声かけ・訪問などのネットワーク活動
8. ふれあいいきいきサロンなどの交流活動
9. その他( )

問32 社会福祉協議会への協力について、意見、要望がありましたらご記入ください。

問33 町内会で今後特に力を入れたい福祉活動にはどんなものがありますか。(該当するものすべて)

1. 健康教室、料理教室など
2. ふれあいサロンづくり
3. 交流会、三世代交流会
4. 声かけ訪問、見守り活動
5. 除排雪支援活動
6. 配食、家事支援など
7. 町内会助け合いチームづくり
8. 実態調査、福祉マップ、福祉台帳づくり
9. その他( )



問34 町内会で福祉活動をすすめるためには、どんな関係機関・団体との連携が必要だと思いますか。  
(該当するものすべて)

- |                |               |               |
|----------------|---------------|---------------|
| 1. 社会福祉協議会     | 2. 行政福祉担当窓口   | 3. 保健師        |
| 4. ホームヘルパー     | 5. 民生委員児童委員   | 6. 社会福祉施設     |
| 7. 共同募金会       | 8. ボランティアグループ | 9. 地域包括支援センター |
| 10. 訪問介護ステーション | 11. 老人クラブ     | 12. NPO法人     |
| 13. その他 ( )    |               |               |

問35 関係機関との連携について、課題などがありましたらご記入ください。

(例) 要援護者の個人情報の共有・・・・・・・・など
----------------------------

## 7. 赤い羽根共同募金運動等についておききします。

問36 赤い羽根共同募金の助成金は町内会の活動にも活用されていることはご存知でしたか。

1. 知っている                      2. 知らない

問37 赤い羽根共同募金運動にどのような形で協力していますか。(複数可)

1. 募金の協力
2. 世帯(個人)として募金に協力
3. 封筒(専用)を活用して募金に協力
4. 町内会一括しての募金に協力
5. 奉仕者(ボランティア)として協力
6. 募金活動のPR(チラシ、インターネット等での周知など)を実施
7. 研修会、勉強会等の実施
8. 助成金による活動実施(花壇清掃など)

問38 赤い羽根共同募金運動に町内会が協力することについて、どう思いますか。(1つだけ)

1. 町内会が積極的に協力すべき(理由: )
2. どちらともいえない(理由: )
3. 町内会としては絶対に協力すべきではない(理由: )

問39 赤い羽根共同募金で集められたお金はどのような活動に重点的に使うべきと思いますか。  
(該当するものすべて)

1. 在宅の高齢者に対する日常生活支援や孤立防止、介護する家族のための相談・情報提供などを目的とした活動のために
2. 障がい者の地域生活支援や就労支援、社会参加などを目的とした活動のために
3. 子どもたちの心身の健やかな成長、子育て、ひとり親家庭への支援などを目的とした活動のために
4. 社会的孤立の状態に陥りがちな生活困窮者、家庭内暴力や虐待など、今日的な生活課題を抱えた方々の支援を目的とした活動のために
5. 地域住民によるボランティア活動の普及のために
6. 地域住民相互の関わりづくりのために
7. 自然災害により被災した方々への支援を目的とした活動のために
8. その他(具体的内容: )

- 問 40 東日本大震災等の大規模災害発生時の支援活動のために、共同募金会が取り組んでいる支援内容を知っていますか。(該当するものすべて)
1. 義援金の募集(具体的内容:被災者の生活再建のためのお見舞金として)
  2. 支援金の募集(具体的内容:ボランティア、NPO法人の活動資金として)
  3. 災害等準備金の運用(具体的内容:被災市町村で、災害ボランティアセンター、復興支援センターの立ち上げ等に充てるため、法令に基づいて、都道府県共同募金会が毎年寄せられる赤い羽根共同募金の中から積み立てている準備金の運用)

問41 赤い羽根共同募金のほかに様々な募金が必要されていると思いますが、町内会における募金活動についてどう思われますか。ご自由にお書きください。

## 8. 北海道町内会連合会に対するご意見、ご要望について

問42 北海道町内会連合会では、町内会活動中の事故にあわれたとき見舞金を支給する「道町連共済」を会員相互の助けあい事業として実施しております。  
あなたの町内会では、町内会活動中の事故に備えて、どのような保険等に加入していますか。  
(1つだけ)

1. 道町連共済に加入している
2. 傷害保険に加入している
3. 道町連共済と傷害保険の両方に加入している
4. どちらにも加入していない
5. その他 ( )

なお、令和4年度総会において道町連共済の一部改正(案)が承認され、新設「破損事故見舞金」が令和5年4月1日より施行されます。※新設「破損事故見舞金」は、共済会費は現行の200円のまま、共済加入者の町内会活動中の事故が原因で、町内会として実費弁償が生じた事故に対して一律1万円が支給されます。(但し、実費弁償額が1万円未満の場合は除く)

問 43 北海道町内会連合会は、道内の市区町村連合町内会等による「会員」と、単位町内会・自治会による「準会員」で構成され、町内会の連絡協調を図り、道町連共済や研修会、福祉・防災の全道運動等の事業を実施しております。本会に対するご意見、ご要望がありましたらご自由にお書きください。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

調査票は、令和4年10月31日(月)までに、同封の返信用封筒にてご送付願います。

【問い合わせ先】 一般社団法人 北海道町内会連合会 事務局

Tel 011-271-3178/Fax 011-271-3956

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2. 7 2階



## 北海道の単位町内会・自治会組織のすがた

市区町村単位町内会・自治会組織基本調査報告書

- 発行日 令和5年3月
- 発行 一般社団法人 **北海道町内会連合会**

〒060-0002  
札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7  
TEL 011-271-3178 Fax 011-271-3956  
E-mail info@d-choren.or.jp  
URL <http://www.d-choren.or.jp>



この冊子は赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています